HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	陸羯南の政治認識と対外論（１）　－公益と経済的膨張－
Author(s)	朴, 羊信; Paku, Yang Shin
Citation	北大法学論集, 49(1), 59-122
Issue Date	1998-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15771
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(1)_p59-122.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

陸羯南の政治認識と対外論（一）

――公益と経済的膨張――

朴　羊信

目　次

序　章　課題と方法
第一章　二つの前提
　第一節　国内政治像
　　一　国民共同体と「公益」
　　二　谷干城の政治観と国防観
　第二節　条約改正反対の論理――羯南のナショナリズムの原型

一　「国民主義」
二　『国際論』における世界認識
第二章　日清戦争と戦後経営批判
第一節　日清戦争
一　日清戦争の意義
二　「北守南進」と戦争処理
第二節　日清戦後経営批判と外政
一　軍備拡張批判
二　対朝鮮・台湾策
第三章　東アジア情勢の流動化と「帝国主義」
第一節　利益政治と政党批判
第二節　清国分割への反応と対清策
第三節　近衛篤麿・東亜同文会と「支那保全」
第四節　「帝国主義」如何と外資導入問題
一　「帝国主義」論争
二　外資導入問題をめぐって
第四章　義和団事件と満州問題
第一節　列国協調と「開発」
第二節　満州問題をめぐって
一　国民同盟会とロシア
二　列国共同管理と満州開放
三　開戦論へ
結　語

（以上、本号）

序章　課題と方法

東アジアをめぐり列強の角逐が激しく展開される世紀転換期は、日本の近代史においても重要な転換点をなしている。対外的には条約改正を、国内的には近代化をそれぞれ課題としてきた明治国家は、一八八九年の明治憲法発布、そして一八九四年のイギリスとの最終的な条約改正によって、一応その目標を達成した。だが、その国民国家の形成過程は、同時に日清・日露戦争を通して、東アジアへの膨張へとつながっていた。しかも、その対外膨張は、入江昭氏により「理想主義」と特徴づけられた[1]、民間の強硬な世論によって支持されていたのである。

日清・日露の両戦争は国民多数の支持の下に行なわれた。日清戦争を「非帝国主義国の帝国主義的実践」[2]というならば、日露戦争は朝鮮・満州でのヘゲモニーを争った本格的な帝国主義戦争といえよう。その一〇年を挟んでの日本の変貌は、世論の動向によっても確認することができる。日清戦争当時は全く見られなかった戦争への批判が、日露戦争に際しては非戦論の形で、戦争およびその戦争を生起した対外膨張政策への批判としてわき起こったのである。たとえば、日清戦争時に「義戦」論を以て、その正当性を訴えていた内村鑑三は日露戦争反対の先頭に立ち、権力政治的な国際観の持ち主であった幸徳秋水[3]は義和団事件を境に帝国主義批判へと転換していった。この事実には日本が日清戦争以後、西洋列強の仲間入りを果たしつつ、対外膨張への方向を明確にしてきたことが反映されている。

では、このような対外膨張を支えていたナショナリズムは、どのように動機づけられ、また、どのような国内外の状況認識に基づいていたのか。その問題を検討するために、本稿は一八八九年より一九〇六年まで新聞『日本』を主宰した陸羯南（一八五七－一九〇七）を分析の対象として取り上げることにしたい。羯南を題材とした理由は、彼が明治後半期における「対外硬」運動のイデオローグ的な存在として、持続的に対外問題にコミットしていた事実による[4]。

酒田正敏氏は「対外硬」運動に関する古典的な研究[5]において、明治二〇年代初めから日露戦争に至るまでの時期に見られる、対外問題を争点とした政治運動を「対外硬」の概念で捉えて、その運動をめぐる諸勢力の配置図を整理し、その運動が果たしたオポジション機能の政治史的意味を明らかにしている。しかし、同書は、諸勢力の対外認識や運動の理念に関しては、必ずしも充分な分析を行っているとはいえない。また、日清戦前における条約改正問題をめぐる抵抗運動と、それ以後の清国・朝鮮問題をめぐるナショナリズム運動を同じく「対外硬」の概念で束ねることによって、二つの運動のもつナショナリズムの性格の違いを見落しているという問題点もある。西洋列強への抵抗・「独立」の論理がいかにして東アジアに対する膨張の論理へと転回していったのか。本稿はまさにその過程を、羯南を通じて分析しようとするものである。

羯南については、戦後まもなく、羯南思想の「進歩性と健康性」を指摘した丸山真男氏の小論文により、研究の口火が切られた[6]。羯南の「日本主義」をナショナリズムとデモクラシーの結合と評価した、いわゆる「健康な」ナショナリズム論である。ただし、そこでは、あくまでも明治二〇年代前半、即ち日清戦争以前の議論のみが射程に入っており、明治三〇年代における羯南の言動については全く考慮されていない点に注意をしておきたい。

丸山氏の研究以後、羯南の思想は「日本主義」ではなく、「国民主義」の思想として日本政治思想史の中に位置づけられるようになり[7]、とりわけ近年は羯南の研究が活発になってきている。それも近年では、羯南の自由主義の側面に注目する傾向が見て取れる[8]。だが、羯南の思想には、丸山氏がすでに「進歩性」とともに、「国民」概念のもつ保守性を指摘していたように[9]、自由主義的側面とともに、たえず保守的側面がつきまとっていた[10]。その点を追究したのが、現在のところ、羯南に関するもっとも包括的な研究である本田逸夫氏の研究である[11]。本田氏は、羯南の「進歩性」をなす思想的要素の多くが伝統的な、たとえば儒教の理念につながっていたことを明らかにしている。その結果、羯南の思想の

重層性は一層浮き彫りにされたと思われる。

このように、羯南の政治思想に関する研究が進んできている反面、彼の対外論に関してはいまだ断片的な分析の域を出ていないと思われる。もっとも、『日本』が「対外硬」勢力を代弁した新聞と見なされているだけに、明治後期における対外問題に関する動向を考察するには羯南の論説がしばしば検討の対象となってきた[12]。しかしながら、その多くが特定の事件に関する時事論の検討にとどまっている。その中で、羯南の対外問題に関する議論を比較的に広い範囲にわたって扱ったものとして、安井達弥氏の研究と、本田氏の上掲研究とがある。前者は「アジア主義」の枠組みで、後者は「人道」観の枠組みでそれぞれ分析を行っているが、それらの枠組みをもってしては、羯南の一面―どちらかというとリベラルな側面―にしか光を当てることができないという難点をもつ[13]。

結局、羯南の対外論に関してはその全貌を体系的に捉えた研究が皆無に近い状態といえよう。その状態を招いた原因は、羯南の議論が福沢や蘇峰に比して、「大きく分裂・矛盾した」特徴[14]を見せている事情によるところが大きいと思われる。確かに、羯南の対外問題に関する議論は「大きく分裂・矛盾」した様相を見せている。それは、時代の状況変化にしたがって彼の主張に変化が見られるうえに、彼の思想のもつ重層性という特徴が対外論にも見られ、強硬な主張とリベラルな主張が共存している点に起因するのではないかと考えられる。

しかし、その「分裂」しているように見える彼の議論を内在的に読み解いていくと、主張の変化にもかかわらず、そこには意外に持続的に響いているモティーフが存在していることに気がつく。また、そのモティーフは彼の政治観と密接に関連していたことに考えが及ぶのである。そこで、本稿は、羯南の対外論を規定していたモティーフを彼の政治観から見いだし、彼の対外論を彼の政治観と、具体的な国内外の状況の文脈との関連で捉えながら、明治二〇年代における「健康な」ナショナリズムのその後の行方を体系的に追うことをその目的とする。そのことは、明治三〇年代という

日本近代史における大きな転換期のアモーフォスな時代状況の一部を映しだすことにもなるであろう。

以下では、本稿の課題を改めて設定し、その分析方法について述べていきたい。

本稿は、日清戦争以前、条約改正問題をめぐって形成されるナショナリズムと、日清戦争以後東アジアへの膨張を本格的に進めていくナショナリズムとは性格を異にするという認識の下に、羯南のナショナリズムの原型をなしていた条約改正反対の論理が提示していた問題群を抽出し、それらが日清戦争以後どのように展開あるいは転回されていくのかを追っていく。そのために、第一に、彼のナショナリズムを支えていた政治観を抽出し、第二に、彼の「国民主義」をそれが提唱された動機、即ち条約改正に反対するための理論装置という側面に重点をおいて再検討を行う。

まず、第一について簡単に説明しよう。羯南の思想は、前述したように、重層的かつ複雑な構成をその特徴としていた。しかし、その思想の基底には共同体的な政治社会像が据えられていたと思われる(15)。その政治像からは、原理的に共同体の防衛と福祉（＝公益）が政治の第一義的な目標とされ、それらを重んじる公共精神が重要な価値として認められる。国民の福祉のため、「国民全体」の「公益」を対外的にはかることが、羯南の対外論を規定していたモティーフだったのである。そのモティーフは、日本の国際的地位と時代状況によって、日清戦争以前には通商国家論として、それ以後はしだいに清国・朝鮮をめぐる利権獲得の主張となって表出する。だが、そのいずれも軍事力を背景とした国権拡張や国家主義による対外膨張の主張とは違って(16)、経済的利益の追求に一貫していたのである。要するに、第三章で詳述するように、彼の「帝国主義」への転換は、「国民全体」の利益の擁護という動機に裏打ちされていたのである。ただし、その転換過程は、私利ではなく「公益」をはかることはそれ自体正当性をもつという彼の政治信念により、他国の主権侵害や「侵略」への可能性に無知覚の内に進行したと思われる。

第二に、その共同体的な政治像は、彼の「国民主義」の基礎ともなっていた。結論を先取りしていえば、彼の「国民

主義」とは、国民国家としての「独立」の基礎をなす、文化共同体としての「国民」の確立と、その「自衛」を唱えた主張である。即ち、先に述べた国民共同体の防衛の論理がまさに彼のナショナリズムの原点だったのである。しかし、それと同時に「国民主義」は、一国の利益を擁護することと、世界大の「公益」との関係についても課題を提示していた。彼は、原理的に「世界的理想」（＝普遍主義）と「国民主義」（＝個別主義）の両立可能性を認めるが、日本および西洋列強の「現実」に拘束され、直ちに「世界的理想」を謳歌するのではなく、「国民主義」から「世界的理想」へと漸進していくことを主張していた。また、それだけではなく、彼は「優勝劣敗」の原理が支配する世界秩序に抵抗して、国際関係における「公道」の確立を要求していたのである。

以上に述べた「国民全体」の「公益」の対外的追求と、世界の「公益」の考慮という課題が日清戦後、複雑に絡み合いながら、「自衛」から「侵略」へと徐々に転回していくのである。まず、日清戦争は彼の従前の防衛論的なナショナリズムの枠組みによっては説明できない出来事であろう。羯南は一応その時代の有力な言説である「文野の戦争」論を訴えるが、その論理を徹底化することはできなかったと見られる。彼が「文明」や「人道」を強調したのは、清国に対してではなく、むしろイギリスを批判する時であった。羯南は日清戦争の意義を、東アジアにおける日本の優位の確立に求め、なるべく現実的な議論に集中していたように思われる。このような日清戦争の意味づけは、彼の議論展開において重要な意味を持つ。彼は日清戦後、自分のスタンスを被圧迫国の立場におくことをしだいに止めていくのである。

日清戦後、羯南は、国内的には国民の福祉に役立たない軍備拡張に一貫して反対しながら、他方、朝鮮、次いで清国に対しては自国エゴイズムを露呈する議論を展開していく。その過程において、もっとも大きな転換点をなしているのは義和団事件を前後とする時期である。その時期に、国内的には利益政治が始動し、そのことが羯南に政治の「腐敗」を印象づけ、しだいに立憲政治への失望を深化させた。それと同時に、対外的には清国をめぐり列強の帝国主義的競争

が激しくなる中、彼は従来の親露路線を改め親英米路線へ転換し、列強と同様に利権の獲得を積極的に主張していく。その主張は、帝国主義者を自任していた蘇峰の主張に歩み寄ることになる。

ところが、義和団事件を経て、日本の列強への仲間入りが果たされた後、羯南は自分の主張に公共性を持たせようとした。彼は満州問題の解決をめぐり、列国協調と「開発」論を打ちだした。つまり、列国協調による「開発」を通じて戦争を抑制し、それをもって列国同士、および清国・朝鮮との相互利益を図ろうとしたのである。ここに至って彼の世界の「公益」の観念はもっとも生きてきたわけである。しかし、それはあくまでも彼が「帝国主義」の立場から打ちだした議論であり、被圧迫国の立場から打ち出した「国民主義」が要求していた「公道」の実現とはかけ離れたものであったと言わざるをえない。

以上、本稿は彼の政治観から抽出された「公益」の観念を軸に、彼の対外論における持続と変化を、日清戦争以後の過程において追跡することを課題とする。

その課題を考察するに当たって、本稿は、まず「対外硬」運動のリーダーで、新聞『日本』の後援者だった谷干城（一八三七－一九一一）と近衛篤麿（一八六三－一九〇四）を横軸とし、また「対外硬」グループとは距離を置き、近代化＝「欧化」路線をとっていた徳富蘇峰を縦軸に据えて、それらと比較しながら、羯南の立場の位相を定める方法をとる。

検討に先立ってあらかじめ概略を示しておくと、そもそも谷らの資金により創刊された『日本』は、一九〇二年には近衛に経営権が渡される。つまり、『日本』は対外硬運動の二人のリーダーによって支えられていたわけだが、羯南が「対外硬」勢力を代表する論陣を張っていたのは単に財政依存の見返りとしての奉仕ではない。当然ながら、羯南と谷・近衛の間には思想的・政治的立場の共通性が存在していた。三人は先行研究が指摘しているように、特殊な立憲政治観を有し[17]、それに基づいて官僚的明治国家に対して、常に批判的な態度を堅持していた。また、谷が当代において「新保守」

といわれたように、三人は天皇親政や儒教的道徳国家を目指す伝統的な保守主義とは一線を画すが、急激な近代化に批判的な点において共通していたと思われる。

しかしながら、蘇峰の『新日本之青年』の世代論を援用していえば、谷が「天保の老人」だとすると、近衛は「明治の青年」に当たる。二六才という年齢の差が物語るように、二人の社会の見方や国の進路をめぐる見解には相違が存在した。谷が農民を基本とする共同体的社会を基礎に、民力休養と国防の観念に徹していたとすると、近衛は商工業社会を基礎に、アジアの盟主意識、言い換えれば「アジア主義」[18]の側面を強く持っていた。羯南はその両者の間を揺れ動いていたと思われるが、彼の対外問題への関与が東亜同文会の設立以後、谷より近衛へと比重を移していく事実からも、彼の対外論の性格変化を裏づけることができよう。

一方、近代化に対する考え方および対外方針において、羯南と対極をなしていたのが徳富蘇峰であろう。従来から羯南と蘇峰はしばしば比較の対象とされてきたが、蘇峰自身、『国民新聞』と『日本』の特徴について、「(両紙は)その主義主張、趣味嗜好等に於ては、互に氷炭相容れぬ程に反対して」おり、「従来の行掛りから議論より、文章の総てに至る迄、互ひに其の両極を代表していた」と回想していた[19]。また、次のような逸話も紹介されている。蘇峰が羯南と一緒に取り組んでいた「条約励行」運動当時、「曾て予が極東と書いたのを、陸君が東亜に改めては如何だらう杯とて、予も一議にも及ばずそれに同意した事があつた」という[20]。ヨーロッパを中心とした地域名であるファー・イストの訳語「極東」と、アジアを中心とした「東亜」という表現に見られる発想の違いが二人の思想的基盤の相違を象徴的に物語っているように思われる。

近代化を「欧化」と観念し、とりわけイギリスの産業社会を日本社会の進むべき範型としていた蘇峰[21]は、対外方針においても、日清戦争を境に「膨張」の理念を打ち出し、西洋と同様の帝国主義の道を歩むことを主張してやまなかった。

羯南と蘇峰は「条約励行」運動や第二次松方内閣の支持といったように、ときに政治路線において交わることはあっても、彼らの主張はその論拠においてことごとく異なっていたと思われる。しかし、羯南が世界の潮流の変化を読み切れず、「国民全体」の利益に基づいた対外自己利益の主張は正当であると言い張った結果、それはついに、時代の「大勢」にしたがって意味転換を行った蘇峰の帝国主義論に収斂してしまうのである。

以上の課題と分析方法をもって、第一章では、思想の原理的な考察に傾いていた日清戦前の論説を中心に、彼の政治観、および彼のナショナリズムの原型をなす「国民主義」が提起していた問題を抽出し、本稿全体の前提としたい。第二章では、日清戦争から日清戦後経営にわたる時期における彼の対応を検討する。この時期は羯南にとってもっとも現実政治に深く関与した時期に当たる。第三章では、彼の対外論の展開において大きな転換点となる清国分割の始まりから義和団事件前までの時期を対象に、東アジアの国際状勢変化への対応、東亜同文会との関係、「帝国主義」の議論などを検討する。最後に第四章では、義和団事件から日露開戦までの時期を、列国協調と「開発」の主張を中心に検討する。(22)

第一章　二つの前提

羯南は一八八八年三月で内閣官報局編輯課長を辞職し、四月から『東京電報』の主筆兼社長となる。(1) 彼が官界から一転して言論界へ身を投じた背景には前年度、高揚していた条約改正反対運動の影響があったと見られる。羯南は当時のことを回想して、谷干城農商務大臣の辞任、保安条例の発布後、「余は浪人仲間に入らんとの念を抱き私に高橋君（健三―引用者）に之を語りしことあり。此時恰も今の農商務大臣曾禰荒助氏官報局長に任せられたれば、余は高橋君に請

ひて自由の身と為りやがて谷隈山氏等と謀りて『東京電報』といふを刊行せり」[2]と述べていた。

『東京電報』は、羯南が官報局に勤めていた頃の局長青木貞三が買い上げ所有していた『商業電報』を改題したものである。上記したところには『東京電報』の創刊当時より谷干城がその後援者となっていたことが示唆されている[3]。『東京電報』の経営は思わしくなく、やがて危機に瀕するが、高橋や福富孝季らの尽力により、一八八八年末より『日本』新聞の創刊計画が持ち上がった[4]。谷と同郷である福富は谷に「新聞紙の将来益々必要なる」を説き、『日本』の創刊にたどり着かせたという[5]。

さて、一八八七年七月、谷干城の農商務大臣辞任で始まった井上条約改正案に対する反対運動は、列国に対する交渉延期の表明および井上外相の辞任で収まった。しかし、一八八九年六月、『日本』が大隈条約改正案の内容を掲載したことで反対運動は再燃し、今度は大隈に対する爆弾テロで落ちついた。議会開設以後は、しだいに内地雑居の問題が条約改正の焦点となってきた。院内における内地雑居尚早論者は「大日本協会」を発足させ（一八九三年一〇月）、さらに彼らに改進党と同志倶楽部を加えた「硬六派」は、第五議会において「現行条約励行建議案」を提出するに至る[6]。それがきっかけで議会は解散され、「条約励行」は総選挙の大きな争点となったのである。

「大日本協会」を組織した一人で、羯南、高橋とは「殆んど同身一体、誼兄弟も異らざる関係」[7]といわれた神鞭常知は、条約励行運動当時を次のように振り返っている。つまり、内地雑居尚早論から条約励行論へ戦術を変更したのは「直接に陸君の功」であり、羯南は高橋との相談の上、それを考案したであろうこと、「条約励行」に関する文案は羯南と高橋の収集した資料に多くを依っていたことなどである[8]。この記述からうかがえるように、羯南は条約改正反対勢力のイデオローグ的な役割を果たしていたと見てよいであろう。また、雑誌『日本人』の主幹で、『日本』にも社説や論説を書いていた三宅雪嶺は、「陸君の一番盛んなのは矢張条約改正当時で、其頃は人と談話をして居ても論文を書いて非常

に筆が早かつたが、晩年は思ふ様に書けぬと嘆息して居た」と回想していた。(9)

このように、まさに日清戦争以前、条約改正の問題がもっとも大きな対外問題となっていたこの時代において、羯南の真髄は発揮され、世間へ少なからぬ影響力を保持していたといえよう。本章では、羯南がもっとも影響力をもち、かつ思想の原理的な考察が多かった日清戦争以前の論説を対象にして、彼の政治像、および彼のナショナリズムの原型をなす条約改正反対の論理を析出することで、本稿全体の前提としたい。

第一節　国内政治像

一　国民共同体と「公益」

「内に於ては国民の統一」「外に対して国民の特立（独立）」という「国民主義」の主題が物語っているように、羯南は内政と外政との相互関連性について深い認識を有していた。その認識は、対外問題の動向が内政に及ぼす影響という機能的な側面は勿論、外政の方針を内政上の政治目標との関連で定めるという実質的な側面をも含んでいた。

羯南は条約改正反対運動の政治的効果を大いに認めていた。彼は、「国家問題」である条約改正問題が「著しく民間政党の勢力を増長」する結果をもたらすと同時に、(1)長らく存続してきた「官尊民卑の風習」を消滅し、「人民自主の気風」を生んだと評価した。(2)また、日清戦争期の政治状況についても、「独り官民の一致のみならず、薩長氏の族中に在りても文治武断の折合に加へて元勲次流の合同さへあり。明治廿八年の春は殆ど理想的帝国を現しぬ」と論じ、「廿七八年は吾が憲政史上恐らくは空前絶後の美観」と賞賛して止まなかった。(3)

このように彼は対外問題が政治に与える効果を鋭く認識していたが、それにとどまらず、さらに自分は内政の不振に刺激を与えるため、自覚的に対外問題を提起したと告白している。即ち、「現行条約励行」問題を提起した動機を、当時の「内訌即ち官民の紛争に歳月を消ずる」状況に一石を投じるためと明かし[4]、日清戦争に際しても、「外部の刺激に因りて内部の情実を破らんとの希望」をその戦争に託していたと振り返った[5]。このような思考様式から推して、明治三〇年代に入って、立憲政治、特に政党に対する批判が激しくなることと、東亜同文会・国民同盟会への参加など彼の対外問題への関与が深まることとは、必ずしも無関係な事柄ではないように思われる。

このように、対外問題が国内政治にどのように作用するかという政治的機能について、彼は誰よりもよく解していたのである。ところが、彼が生涯を通して対外問題に関与しつづけた理由を、単に政治へ刺激を与えるためと説明するだけでは充分ではない。それ以上の動機づけがあったと思われる。彼は、世界各国の対外政策は「皆な其の内治の必要に出でざるはなし」、彼らが軍備を増強するのも、他国を奪うためではなく、「殖民地を求め貿易地を拡め、以て其の内治の安寧を保たんが為」に他ならないと述べていた[6]。この「内治の安寧」という基準が彼の対外論の最大の依拠点であり、対外論の内容を大きく規定していたと思われる。

そのことを彼の対外論に即して言い換えれば、彼の対外論は、日本の国際的地位の変移にしたがって、そのスタンスや戦略を変化させつつも、「国利民福」で表現された「国民」の福祉のための外政という観点によって貫かれていた。この観点は、後述するように、最初は通商国家論として、次いで利権獲得の主張として表出するが、いずれにしても、それは彼の政治観と密接に関連していたと思われる。

羯南の政治認識の最も根底にあるのは「公益」の概念であったと考えられる。彼が政治の目的として提示している表現を列記してみよう。「社会各人の幸福安寧を保護する」[7]、「国民公共の幸福を保持増進する」[8]、「人民の利益栄昌を増進

する事」[9]、「日本国民全体の隆昌慶福を増進す」[10]、「国民全体の力を以て内部の富強進歩を計り、以て世界の文明に力を致さんこと」[11]、「国民全体の公益を進むる」[12]、「『政治の目的』たる国民多数の公益」[13]等々。いずれも同様の内容を表している。このように反復して語られた「国民全体の公益」が、彼の政治認識の根本を規定していた概念である。そして、このような政治の目的は、彼の対外論にも反映されていたと思われる。つまり、「公益」の延長線上に対外問題が位置づけられ、その内容も国民全体の福祉に関わる含みを持たせられていたのである。

ところで、政治の目的が国民の福祉の向上にあるというのは、古今東西を問わずあまりにも自明な原理のように聞こえるかも知れない。しかし、羯南にとってそれが強調されなければならない理由は、彼がその政治目的を終始厳守し、明治政府に対する批判の一根拠もそこに存在したからである。それを外政との関連で言えば、彼の主張は通商国家論から利益獲得の主張へと、いずれも海外からの富の調達に関心を集中させていた。そのことは、ときに軍事力行使によるむき出しの国権拡張論を牽制する働きをすることになる。

以下では、これまで述べた概略を彼の論説を通じて裏づけていきたい。そこで、まずはそのような政治観を生み出した培養基として、彼の「国民」共同体の政治像を抽出し、次いで彼の「公益」重視の政治観を彼の論説から具体的に検証していくことにしたい。

明治期の識者の多くがそうであったように、羯南も有機体的な社会のイメージを有していた[14]。彼が「器械的」（メカニーク）に対置する概念として使っている「機関的」とは「オルガニーク」の訳語に他ならなかった。羯南は「機関的」国家の特徴を次のように説明する。「国家は明確に有機体なりと理解され、政府と人民との間柄は骨と肉との如く、中央団体と地方団体との関係は頭脳と支体との如く、即ち調和一致の働きをなす」[15]と。つまり、国家を一つの有機体と考えているのである。

ただし、注意しなければならないのは、彼の有機体論は、通常の理解と異って、四肢それぞれの活性化による調和が全体の活性化につながるというふうに理解された点に特徴があったことである。彼は「器械的」国家の特徴を中央集権的な体制に、「機関的」国家の特徴を地方分権的な体制に求め、地方自治制は有機体的国家と矛盾しないばかりか、次の理由でその実施を急ぐべきだと論じた。つまり、地方自治制の発達がなければ、(1)地方行政が中央に隷属され、国民の不満が直ちに中央に向けられやすく、(2)政党内閣への趨勢のもと、中央での内閣の一進一退が地方官の進退に連動して、地方行政の動揺をもたらしかねない[16]。この一見、山県の地方自治制観を連想させる内容を見る限り、彼がどれほど自治の精神に富んでいたかには疑問が残るが、ともあれ、有機体の中に自治の領域を設けた方が全体の安定化および活性化に役立つと考えていたことは間違いない。このような理解に従うと、自由主義的な要素も国家有機体論と必ずしも矛盾を起こさない。というのは、部分の自律性は保たれた方が全体の発展に寄与することになるからである。羯南が一方で国家の至上性を認めながら、他方で自由主義的な主張をも崩さなかった一つの根拠がここにあると思われる。

しかしながら、彼は、決して思想としての自由主義を無条件に称揚したわけではなかった。彼にとって国家はアプリオリに至上性を有する存在であった。羯南は国家と個人の自由に関して次のように論じている。「自由主義は固より国家に付きて起こるものなれば、縦令ひ個人の自由は其最重なる元素なりとするも、之が為に国家の権威を排斥するに至らざるべし。自由主義と雖も既に国家の権威を認識する以上は、其の主張する所の自由は無限の自由にあらずして、国家の権威に制限せらるゝもの、即ち有限の自由なるべし[17]」と。羯南の国家と個人の関係についての議論は、「既に国家あり」という前提から始まっている。国家が既に存在している限り[18]、その「生存発達」を計るのは当然のことで、そのためには「個人の権利自由を害するも敢て問ふ所に非ず」とされる。また、国家と個人の関係は船体と船客の関係になぞらえられ、西欧の自由主義の如く、両者を対立しあう関係として捉えることはできないと断じられた。

「国家は個人の集合組織する所にして国家の実体は個人に在り。故に個人の富強は則ち国家の富強にして、国家の進歩なるものは則ち個人の進歩に外ならず。個人固と国家と一体たり。豈に其利害を異にするの理あらんや。……国家の利益は個人の利益と併立する能はざるは、個人の真利益に非ずして其邪欲に在り。個人が高尚の思想行為は常に国家と一体たり。其卑劣の心情挙動は常に之が反対たり。」(19)

そもそも国家と個人は一体であり、両者の間に利害の対立など生じるはずがないと考えられているが、ただしその命題には、個人の利益が「邪欲」ではなく「高尚の思想行為」によって支えられていることが前提となっている。彼のいう「邪欲」と対比された「高尚の思想行為」が、「徳義」に支えられた公共精神を意味していることは後述するところから明らかになってくるであろう。反面、産業社会化の進展に伴う「邪欲」の増大に、彼は直面して行かざるをえなくなるのである。

このように、有機体をなしている国家を、彼はさらに「君民」からなる一つの共同体と認識していた。羯南は、明治憲法を明治維新以来の「自由政体の精神」の進歩の延長線上に位置づけていた(20)。しかし、憲法の精神として彼が自由の精神にもまして強調したのは「君民共治」の精神であった(21)。彼は、西洋の憲法が君主と議会との対立の産物であるのに対して、「君民和合藹然相接するの際」に成立したところに、日本の立憲主義の特徴を見いだす(22)。彼の定義によると、「立憲政体は官民共治の政体」である。こうした成立経緯からして「君民の調和」を堅くすることがしきりに強調された(23)。その「君民」とはまさに羯南が今後の政治を担うべき勢力として定義した「国民」の核心である。即ち、彼は「君主と人民と相協同せる勢力、即ち国民勢力（ナショナルフォールス）」(24)、あるいは「君民の合同を意味する『国民』」(25)などと定義していた。要するに、彼における「国民」とは君主と人民とからなる共同体の構成員そのものであり、さらにいえば共同体そのもの（「国

民なる共同体」）であったといえる。(26)

さて、その「国民なる共同体」は、統治機構や諸制度を意味する狭義の「国家」と、「社会」とで構成されると考えられていた。(27)

彼によると、「国民」の生活には二つがあり、「社会」にその基礎をおく「文化上の生活」と、「国家」にその基礎をおく「政治上の生活」がそれである。(28)「社会」は「情」、「情感」を原理とし、文学、宗教、美術、風俗、儀式などを包含するのに対して、「国家」（＝政治）は「理」、「知識」を原理とし、法律、制度、行政、租税、教育、経済などがそれに属する。(29)彼は、「人類の社会は情七理三を以て成る」(30)と述べ、「国民」の基礎は、「情」を主たる原理とする「社会」にあると示唆していた。さらに、「国家」と「社会」の関係について、「国家」と「社会」は前述した国家と個人の関係のように、必ずしも対立関係にあるものではなく、両者の「相益」（相互補完）によって「国民」は進歩できると論じていた。(31)だからこそ、不全な「社会」に「国家」（＝行政）が干渉するのは当然の任務とされ、そのことが後の「国家的社会主義」論を導くのである。

総じて、彼のいう「社会」とは、歴史的に形づくられてきた風俗、習慣、儀礼、道徳感情などを基礎とする生活および文化共同体のようなものを意味していたと思われる。その意味において、文化の根源と考えられていた皇室、(32)あるいは天皇はおそらく「社会」にとって格別な意味をもつ存在であることが予想される。天皇の位置づけを含めて、次に、「国家」機構に関する彼の議論を検討することにしよう。

天皇主権説をとる羯南は、天皇の統治権を「執中権力」と定義し、立法権、行政権、司法権からなる「国家権力」と区分する。「天皇の統治権は其本体に於ては最上なり、其の作用に於ては執中なりと謂ふべし。夫れ天皇の統治権は高く立法権、行政権、司法権の上に超然表出して、一方には此の三権交互の関係を調裁し、他の一方には此の三権（即ち

国家権力）と臣民権利との関係を調裁するものなり」[33]と説明する。つまり、天皇の「執中権」とは分立している三権の間の調整と、政府と人民との間の調整とによって、全体の調和を保つ役割を果たすものと考えられていた。このように「主権の下に三権力分立して相ひ調和するもの」が「機関的」、即ち有機体的国家である日本の立憲政体であり、それは西洋に見られる「三権力鼎立し互に侵圧して主権たらんと欲する」「器械的組成」とはその性質を異にすると強調された[34]。

このように、三権力の「調和」を説いた羯南は、第一回議会における議会と政府との対立状況を眼前にして、議会の機能を改めて論じた。彼は、「立憲政治は即ち輿論政治なり」と規定し、「輿論の機関たる国会」を立憲君主国において君主の意志の「客観性」を担保する機関として位置づけた[35]。しかし他方、彼は、議会の多数意見をもって直ちに「輿論」とみなすことや、議員を選挙人の「代理」と観念するような考え方には異議を唱える[36]。彼は、議会の機能を、「唯だ国家の一機関と為りて国民の輿論を表彰し、積極的に政府を扶翼し、消極的に政府を監督する」[37]ことに限定した。彼によると、議会も政府と同じく国家の一機関にすぎず、両者は敵対しあう関係ではなく、重要な国務に関しては相協調して「国家の意思」を発揮しなければならない[38]。要するに、彼は、政府への協賛を議会の第一義的な機能として認め、政府と議会の協調関係を強調したのである。

以上の、国家権力に関する彼の議論の特徴は、国家権力を限定的かつ小規模に止め、権力機構の間に協調を強調する姿勢である。彼が明治官僚国家に批判的だった一根拠がここにある。こうした「一君万民」の共同体論を基礎にしたユニークな立憲政治観は次節で検討する谷干城にも見受けられ、おそらく「対外硬」グループの多くに共有されていたものと推測される。

また、今までの考察から、彼の思考に「調和」という観念が強く働いていることに気づく。後年書かれた「均勢談」

という一文の中で彼は、「偏重を嫌らふは自然の本意にして偏重を救くふは人類の真道なり。文明の本旨は豈に此れに外ならんや」、「夫れ強を挫き弱を扶くるは世之を俠と曰ふ。……俠なければ偏重し、偏重すれば天地万物皆な存立せず」と論じていた[39]。そこでは偏重を救うのが「国の天職」とされているが、ともあれ偏重を回避して、均衡の状態を保持しようとする意志は羯南の言動に根強く働いていたと推察される。

そのことは微視的な事柄についてだけではなく、次章以下での記述で明かになるように、巨視的に眺めた際にもくっきり浮かび上がってくる。つまり、国家主義の蔓延に対しては自由主義を以て対応し―勿論その逆も成立する―、外政への没頭に対しては内政への注意を喚起させることで対応する。また、義和団事件をめぐる列強との関係についても、勢力均衡の発想が濃く見られるのである。このたえず「偏重」を改めて「均勢」を保たせようとする思考の働きは、前に述べた彼の有機体論の特徴―部分の自律性の高揚による全体の活性化―とともに、羯南の明治政府に対するリベラリズムの根拠をなしていたと考えられる。

さて、彼の考える立憲政治の運用と関連して、議会と「輿論」との関係にもう少し拘ってみたい。彼は、議会を「輿論の機関」と認めながらも、議会が直ちに「輿論」を反映しているとは考えなかった。だとすると、「輿論政治」はどのようにして実現されるのか。まず、彼の「輿論」観をみると、「輿論」は「批評の声」「検査の声」であり、「統治の声」「創成の力」ではないという。つまり、「輿論」は「只だ『然り』又は『否な』の二声を発するを以て充分」だという。そして、立憲政治の特徴である「輿論政治」とは、「為政家は輿論の声を聞き其の『然り』又は『否な』の反響によりて取捨を勉めざるべからず」を意味していた[40]。こうなってくると、「輿論政治」とは必ずしも近代の代議制民主主義を意味するものではなく、民意に基づいて統治を行うという、より伝統的な善政のイメージに近いように思われる[41]。

このように、「輿論」が単に政治に「イエス」か「ノー」を下すだけというなら、政治は少数のエリートに委ねられ

るしかない。彼は、議員は選挙民ではなく、「国民全般を代表」すべきであり、選挙が終わったら、選挙民との関係を絶ち、「国民の利益」を基準として「独立特行」を以て政治的判断をすべきだと主張した(42)。そして、政治家が選挙区民の利益を政治に媒介することを「一地方の私利に徇ふこと」だとし、もしそのようなことが行われるならば、議会は「選挙人の私機関なり、国家の公機関にはあらず」と断じた(43)。だが、その政治家の「独立特行」による判断と、「輿論」の動向とが常に一致するとは限らない。彼もそれを認め、「輿論」は神聖なものではなく、事の「非」が明かな場合は、「輿論」が「是」と答をだしても、政治家は自分の主張を通すべきだと示唆する(44)。しかし、他方では、議会は「輿論」の信任を失った場合に解散すべきだという(45)。この二つの考えは明らかに矛盾を露呈しているが、彼はその点について詰めた議論をしていない。

憶測をおそれずに彼の考えを推察すると、彼は政治家が「国民の利益」という政治目的に徹していれば、その判断は「輿論」によって信任されるはずだと考えていたのではないだろうか。このような考え方は、先に述べた個人の利益が「高尚の思想行為」に媒介されていれば、国家の利益と対立するはずがないという思考に通じるものといえる。この「国民の利益」(＝「公益」)という政治目的は前述したように、彼の共同体的政治像においてはもっとも重要な価値であった。しかも、その価値は「高尚の思想行為」(＝「徳義」)によって支えられねばならなかった。この密接に結びついた「公益」と「徳義」は、共同体を維持するための大前提だったのである。

そこで、次に彼の「公益」重視の政治観を彼の政治・経済についての議論の中から検討していくことにしたい。以下の叙述からわかるように、それらの議論はおおむね政治や経済の担い手の「徳義」を促す論調と表裏をなしていた。

羯南がジャーナリストとして最初に手がけた『東京電報』が『商業電報』という商業紙を引き継いだ事情もあって、初期の論説には実業界を念頭においた内容が相当目に付く。ところが、彼の経済への関心は市場原理には毛頭なく、主

に国全体の富の増大に向けられていた。

国会開設を控えて、羯南は「実業者」に政治への積極的な参加を呼びかけた。[46]その理由は、「我が日本の隆盛は実業の興隆に在り」[47]、その実業社会の発展によって、日本国民の「独立」を固めることができると信じられていたためである。[48]その際、羯南が実業家に特に要求したのは、自己利益より「社会の利益」を第一義的に考慮することであり、「正当の判断力を以て自個の利益を公衆の犠牲に供するの勇」であった。[49]

羯南の考える経済社会のあり方は明示されていないので推論するしかないが、大体次のようなものだと思われる。彼の経済社会に関する見方の最も根底にあるのは、各人が公共精神を備え、自分に見合った仕事に携わり、生産活動に参加することだったと推測される。羯南が辛辣かつ執拗に批判しつづけたのは株屋や投機商といった、いわば生産活動以外のところで所得を得る部類の人々に対してであった。一八八六年を画期とする企業勃興期に株式会社が簇生してきた状況を前に、羯南は株屋の行動を「経済社会の常態に於て有るまじき挙動」と難じ、彼らの存在が世人の投資欲を阻害し、起業心を低落させ、経済の進歩に障害を生じさせていると批判した。[50]

また、「投機商」についても、「一国の富を移動するに止つて、少しも之れを増加することなき」を理由に非難し、彼らの行為を「他人を損じて自ら利する」盗賊行為に等しいと糾弾した。その投機商の横行の背景を「拝金の宗旨我国に入りて社会の制裁力全く破ぶれ」たことに求め、その意味において「投機商の盛衰は以つて腐敗の度を卜するに足れり」と、「投機商」を社会の「腐敗」の尺度と据えていた。[51]

さらに彼の批判は、明治政府の上からの資本主義化政策を担った政商＝「紳商」にも向けられていく。彼は「紳商」を「官権の力を仮りて一攫万金の利を博するもの」「博奕の徒」と難じ、彼らの「国益公義の精神」の欠如を問題にしていた。[52]このように、彼は生産外の活動で致富したり、官財癒着により一般人の生産意欲を阻喪する存在を、とりわけ

公共性の欠乏という点から批判していたのである。

一方、彼の「公益」観は今後政治の主体として認識された政党観にも投影されている。彼によると、政党とは人民の政治思想をまとめ、議会においてそれを代表するものである[53]。しかもその政党は「公理公道に争ふ」「公党」でなければならない[54]。もっとも「党派の争は人世の一弊事」といって、「党派」というものは可能ならば消滅せしむるのが望ましい[55]と思う羯南が、藩閥政治に代わる立憲政治に期待を寄せたのは、あくまでも「公党」としての政党を前提にしてのことだったのである。それゆえ、彼の政党批判は「私利私欲に争ふ」「私党」の側面に集中される。

政党の行動に対する芳しくない評判は議会開設の前から流布しており、羯南にいわせると、その原因は「党利を先にして国利を後にするの弊」にあった[56]。しかし、議会が開設された後も、「党利」に基づく政権争奪のためとしか受けとめられない政府と民党の対立状況が現出し、それは初期議会期を通して一向に解消されなかった。第四議会の閉会後に執筆された「原政」は、そうした政治状況をにらんだ痛烈な立憲政治批判であった。その中で羯南は、政党の理念的基盤となっている経済主義と法律主義を批判し、立憲政治の運用の精神として「国家」に対する「尊敬」心と「徳義」（「社会公徳」）を強調した[57]。かくして、彼は政治における公共性を政党の「公党」性の維持に求めていたのである。

以上では、「公益」重視の政治観を政治・経済の担い手についての議論から検討してきた。ところで、彼が批判していた投機商や紳商、あるいは「私党」は、彼にいわせると「徳義」の腐敗の結果に他ならない。彼は、公益の観念を生みだし、それを支えるのが「徳義」であり、その徳義の退廃により社会と政治は「腐敗」すると考えていたようである。しかも、その「徳義」は個人レベルのモラルとしてだけではなく、社会全体のモラルとしても考えられ、彼はしばしば「社会の制裁力」を強調していた。

彼によると、「徳義の腐敗は以て他の諸社会の基礎を危くする[58]」。つまり、徳義の腐敗は「私利私益」の追求を生み、

その結果、「社会は只々私利を計るの場となり、人類が他の下等〔動物〕と異なる所の道徳的の結合力は漸くに消滅して、愛神、愛国、愛他の精神は其の脳中を去るべし」という。[59] では、その「徳義」の退廃による社会の腐敗をどう防げばよいのか。その点に関して、彼は「社会の制裁力」の引き締めを主張するが、しかし、その方法としては「徳義風俗の源」である「上等社会」―華族、政治家、官吏、紳商など―の覚醒、指導を期待するだけで、[60] 他に制度的な措置を考えようとはしなかった。

結局、彼は、共同体を健全に維持するために、「公益」を優先する公共精神（「徳義」）の維持をひたすら強調し、制度的な措置の講究には消極的であった。それは、議会観にしろ、政党観にしろ、そもそも制度の合目的性を認めない彼の思考様式の結果といえよう。しかし、このように政治を「徳義」の営為として考えた彼は、産業化の進展により噴出してくる「私利」の主張に、打つ手を失い、しだいに絶望し、行き詰まっていかざるをえなくなるのである。

最後に、以上の考察を以て、日清戦後の政治過程を簡単に展望しておこう。一つには、彼は軍備拡張反対を中心に、最初は松方内閣と進歩党に相当肩入れをする。彼は「対外平和事業」―清国・朝鮮における事業―の拡大を主張し、国民の生活に負担をかけるような限度を越えた軍備の増強に反対だったのである。しかし、進歩党の軍拡問題への方針の動揺と内部分裂により、しだいに政党に距離をおくことになり、また、自由党を先頭に政党の利益誘導政治が始動すると、彼はそれを政党の「私党」化とみなし、政党に見切りをつけることになる。その後、彼に残された選択肢は、非選出部分にしかなかった。それも、「徳義」の体系において最も上位に位置する近衛公爵が、対外問題を先導している状況において、彼が近衛に深く関わることになるのは、理解しやすい流れといえよう。彼はついに桂内閣に至って、その超然主義を支持し、「サーベル内閣」としての手腕を期待することになる。結局、彼は自分のヴィジョンを託すべき政治の担い手を次々と失い、自分の生き場を対外問題に求めるしかなくなっていくのである。

二つ目に、「国民全体」の「公益」の追求は、彼の対外論全体を通底している基調であり、それがしばしば自国エゴイズムの様相を帯びて展開されることは、第二章以下の考察で明らかになろう。ところが、もし彼の政治観に内在する論理にしたがうならば、ここに一つの問題が起ってくる。つまり、一国の利益擁護は、常にその対外行動を正当化することができるのかという問題である。国内政治における私利と公益との関係を、国際関係へと類推すると、一国の「公益」は当然世界大の「公益」との関係を提起せざるをえない。世界大の「公益」をどのように考え、それと一国の利益との関係をいかに調整すべきか。それが、彼の行論に見え隠れする大きな課題の一つだったと思われる。

その点に関しては、次節でさらに検討することにして、本節の次項では、羯南の共同体的政治像を補強するために、新聞『日本』の後援者で、「対外硬」運動の前期リーダーである谷干城の政治観をみておきたい。谷の政治観は、羯南のそれと非常に類似しているが、羯南より単純素朴な形を示しており、共同体論を純粋に突き詰めた場合に、到達すべき一つの論理帰結を提示していたと思われる。

二　谷干城の政治観と国防観

西南戦争当時、熊本鎮台司令長官として熊本籠城に成功し、官軍を勝利に導いたことで名を揚げた谷干城[1]は、三浦梧楼、鳥尾小弥太とともに「不平将軍」[2]と呼ばれ、明治政府に対する批判的な存在として知られている。明治天皇の信任が厚かったといわれる谷は東部監軍部長、陸軍士官学校長兼陸軍戸山学校長、学習院長などを歴て、内閣制創設とともに初代農商務大臣に任ぜられる。同内閣に薩長以外の閣僚は谷と榎本武揚の二人だけであった。谷は一八八六年から一年四カ月にわたって欧米視察に出かけ、帰国後、井上条約改正案に反対して大臣を辞任した。それを機に、民間の反政

府の機運は盛り上がり、大同団結運動へと展開していった。前述した通り、この谷の条約改正反対の行動に触発されて羯南は言論界に身を投じることになったのである。下野した谷は議会開設とともに貴族院議員となり、一九一一年死去するまで同議員を務めた。

谷の政治思想は同時代に蘇峰により「新保守党」と規定されたが、その規定はなかなかに的を射ていたと思われる。蘇峰は条約改正反対運動が盛り上がった一八八七年の思想状況を「今日の保守論は既に其の面目を改め、亦た明治十四五年の頑固論にあらず。此の如く進歩の機運は何となく保守に傾くに際し、保守の政論は何となく進歩の衣服を纏ふて出て来れり」と指摘し、その面目を改めた「新保守党」の「主領」として谷を挙げた。蘇峰は谷について、「氏か欧州の巡遊は、氏か胸襟を潤大ならしめ、氏か思想を新奇ならしめ、氏か挙動を活潑ならしめ、而して其の結果は乍ち発して一片の意見書となり、高踏勇退となりたる」とし、その結果「若し明治十四五年、否な寧ろ明治十七八年の谷氏をして、明治二十年の谷氏の議論を聞かしめは、昔日の谷氏は、必らす今日の谷氏を目して乱臣賊子としたるに相違なかる可し、此の如く谷氏は谷氏彼自身の屹立点（スタンヂング・ポイント）よりして進歩せられたり」と評価した。また、その谷をはじめ、おそらく羯南をも含む「新保守党」の思想の特徴は「折衷」にあるとし、「堯舜政治の下に『ナポレオン・コード』を施し、マコレー論文の側らに小学流の道徳を教へ、孟子の勧農主義を布かんとして却りて英国経済派の論を採用し、人民の権理自由を拡張せんと欲して却りて神種神権説を主張す」と論断した。さらに彼らの明治政府に対する態度については、「明治政府の敵となるにはあらされど、又た何事にも屈従するの御味方組にもあらす」と的確に捉えていた。

蘇峰は「新保守党」の台頭を社会全体の進歩した証と受けとめ歓迎したが、しかし彼の執筆の真意はそこにはなく、むしろ進歩派の奮発を促すことにあった。「進歩」への強い信念を有する蘇峰は、日本の独立維持と発展のためにはさらなる西欧化が必要だとして政府の欧化政策を支持し、谷らとの対立線を鮮明にしていたのである。(3)

以上の叙述には、明治十四年政変に際して、「宮廷派」の佐々木高行らと中正党を組織し[4]、保守派のイメージを植えつけていた谷が欧米巡遊を転換点として「新保守」へ変化したことが示唆されている。実際、谷はヨーロッパより伊藤に宛てた書簡の中で、「従来の持論に参照し、或は合ふあり不合あり、覚るあり惑あり、胸中錯雑、昼に見、夜に思ひ、今日に至り未た一定の見解を下し兼候得共」[5]と複雑な心境を吐露していた。一年余の欧米巡遊は谷にとって持論の確認および修正の過程だったのである。その点は従来から研究者に注目されてきたところであり、すでに詳細な分析がなされている[6]。以下では谷の外遊経験および蘇峰の観察に留意しながら、谷の政治観を立憲政治観と「国防」観念を中心に考察していきたい。

まずは、谷の立憲政治観から検討することにしよう。「天保の老人」である谷の抱く政治の原イメージは「民を愛し人を恵むを以て帝王の本分」[7]とする伝統的な善政のそれにあったと考えられる。そのことは、漢文教育の他に西洋式教育を受けたことのない谷としてはごく自然なことであろう。彼は、ヨーロッパの専制王政と違って、そのような善政が実現され、しかも「一系三千余年曾て帝位を窺覦するものなし」といった点に日本の歴史性を見いだす[8]。これは君民の和合により立憲主義が成立したところに日本の特徴があると認識した羯南に通じる思考であるが、そうした認識に基づいた所謂「一君万民」主義とも称すべき彼の政治観は、次の文章に端的に見ることができる。

「日本は一人種にて一系の皇帝を戴き政府を大和橿原に開き給しより二千五百余年間動きなきの国なれば、建国の歴史に基き、天子万民を子視し給ふの政を本として基礎を定め万国の良法の我か国体に害なき処を取り聖和を夾輔し奉る事願は敷事に御座候」[9]

その「天子万民」の関係は「一家族生活にして所謂水入らすの社会」、即ち一種の共同体として認識される。また、その関係においては、「子弟の輪番」により家政が担われ、失政が生ずればその「番頭」に責任があるのと同様に、国政を担当する行政長官が失政に対して責任を負うべきだとされる。(10)

以上の政治像―彼はその国の伝統的な政治体を「国体」と呼んでいる―を原型にして、彼は日本の立憲政体を解釈する。

谷は羯南と同じく天皇主権の立場に立ち、「立憲君主政は実に政府に代理せ令むるに非すして、天皇は行政立法陸軍裁判官等の上にあり、上より大綱を握るものなり。故何事にても大権の範囲内にあらさるはなきなり。大権中のものを分て議せ令め行は令むるが立憲政の本体なり」(11)と考えた。特に議会に関しては「法律は君主の特権内にあり、我か邦に於ては議員は只協賛の権あるのみにて、実は主権者より淵源するものなり」(12)と述べ、議会を単に「協賛」の機関として位置づける。谷も羯南と同様に、議会のもつ国民の代表性を認めなかったのである。そのことは次の一節によく現れている。「抑立憲政体は真に不得已して興るものに、真正なる政体ありや否やは野夫等未た深く信する不能処に御座候。如何となれは多数の議院にして可決すれは、如何なる不理なる法律も作るを得、如何なる不正事業をも為すを得るは立憲国に於て往々見聞する処に御座候」(13)と。つまり、議会が国民の意思を代表するものと観念されなかったがゆえに、その決定の正当性が疑われていたのである。その結果、彼のしばしば強調する「輿論」は、必ずしも「国会に付する」ことを意味しなかった(14)。谷の「輿論」観はおそらく前述した羯南のそれとほぼ一致するものだったと思われる。

以上に述べた谷の政治像をさらに整理してみると、以下のように要約できる。日本は君主と「万民」からなる共同体であり、その両者の間に議会と政府（官僚）などの権力機構が存在して、主権者の意志を協賛、遂行する。彼にとって最も望ましいのは、疑似化していえば君主と「万民」が直結する関係であり、その理想に近づけるためには両者の間に

存在する権力機構は小さい、あるいは分散されるほどよいと考えられていたと思われる。

また、谷は肥大化・分派主義に向かう官僚行政には一貫して批判的であった。もっとも、欧米巡遊において彼が格別に関心を寄せたものの一つが官僚の問題であった。「益を得る事実に不少、同氏之論は如何にも公平にして感服之事不少」[15]と感心したシュタインの講義を受けたある日の所感を、谷は次のように記している。

「同氏日本の官省の多人数なるには仰天の様子なり。如右政費を徒費しては人民は日に衰替し軍備は整はす。日本実に危しとて嘆息せり。……日本は旧法未た一も変せす、只形体上のみ洋法に似すると雖も、行政の実務に至りては一も欧法の如きなく、不能無用の人員を置き無用の事を為さ令め、最も先きに学ぶべき簡易明晰の事に至りては置て問ふものなし。凡そ租税の重き日本に如くものなし。人民には重税を課して却て諸省の徒費に帰す。民何の罪かある官吏何の功ありて如此倖僥を得る歟。」[16]

ここからは、谷が行政のあり方について、ヨーロッパの上辺だけの模倣ではなく、その運用の実質的側面を正確に学ぶべきだと考えていたことと、租税（地租）の過重を官僚機構の放漫による政費増加との関連で捉えていたこととが注目される。

この他にも数回にわたって、シュタインに行政に関する教示を得た谷は、帰国して内閣に提出した「国家の大要」（一八八七年七月）と題した意見書に官僚の問題を盛り込んだ。その中で彼は行政の弊として、「高等官吏」の無責任さ、官吏の「過多」、各省間のセクショナリズムの拡大などを挙げ、その是正を求めたのである。[17]

同じ「国家の大要」には立憲政治の実施を控えて、国民に言論の自由と自治とを与えるべきだという主張もなされて

いた。その点は、彼が外遊を通じて、もっとも大きく持論を修正した点だと思われる。谷が外遊先から曽我祐準に宛てた書簡には次のような記述が見られる。「真正の開化を望まは真正の立憲政体に基かざるべからす。言論の自由著述の自由を与へ、人々自治の心を起さ令めされは到底何事を為すも徒労徒費に属すべく、頑夫も此度は大いに旧見を一新いたし候」[18]と。その結果、谷は「国家の大要」の中で「集会、新聞の厳律ある時は人民と情意の通せさる事甚しく、何を以てか公儀輿論の存する所を知るを得んや」[19]と、言論集会の自由の拡大を求めたのである。

一方、自治の問題については、地方自治の拡大が要請されていた。だが、注意すべきなのは、その自治の範囲が郡レベルにとどまっており、県レベルについてはむしろ中央政府の干渉を強めることが求められていた点である[20]。彼は、そもそも自治制は「聯邦封建の制」であるため、「一人種一統の国」日本に採用する際は慎重にしなければならず、また一歩を誤れば共和主義に陥る危険性があると憂慮していた[21]。そこで、国全体の統一性を損なわない限りでの自治の拡大を認めていたと思われる。彼は、政府が推進している連邦制のドイツ・モデルよりはフランスの方が日本のモデルとして適していると主張した。その理由は、共和国といえども、フランスの方が国家全体の統一性に優れているからである[22]。

以上で見てきた通り、谷は欧米視察で習得した見聞により思想の開明性を高めたにもかかわらず、根本においては伝統的な政治観に思想の基盤をおいていた。だが、それらは藩閥への権力集中や官僚の肥大化、言論弾圧、地方自治のあり方など、ことごとく明治政府の施策と対立するものであった。それだけではなく、彼は国情を考慮しない明治政府の急激な近代化路線には批判的であった。彼はその点に関しても、欧米巡遊を通じて自分の考えに確信を得ていた。

谷はエジプトを訪問した際の感想をこう綴っていた。「上下生計の度頗る隔絶せるものの如し、貧民殊に多し。王権盛なるとき人民酷使せる事想像すべし。今や王権は英仏の手に落ち人民は英人の奴隷となる。是皆済度パシヤ等欧州の文明を羨み国力を計らず外債を興し、種々土木を起し外債の義務を果す能はず、遂に財政を英仏人の手に委任するに至

りしより、租税は酷なる上に酷を加へ、人民は此の状態に陥りし所以にして、アラビーパシヤが兵を挙げ外人に抵抗せしも誠に已を得ざる情あり、外国債の可恐如此」[23]。つまり、無分別な文明化と外債が一国の独立を害した好例を見つけたのである。

また、彼は外遊中に出会った外国人より日本の急激な近代化の危険性を指摘された。例のシュタインからは「国政は其国の歴史を諳し、其の他の風俗習慣を詳にし、而る後ち他の長を取るへきものなれは、余の講せし処を直に適用するは甚だ危ふむへき事也」と助言され[24]、ドイツの農務卿からは「日本の近来の進歩は如何にも進む事急にして、歴史上未だ曾て見聞せざる所なり。窃に恐る如此き勢にては真正のものに非す、却つて退歩の点に至るべし」と忠告され、「至当」だと同感した[25]。これらの体験が彼をして帰国後、欧化政策により条約改正を達成しようとする井上の条約改正案に反対させたのであるが、それについては次節で述べる。

さて、谷の国政に関する基本方針は、彼が第二議会で建議案として提出した「勤倹尚武」に象徴的に示されているように、民力休養と国防にあった。その建議案の中で、谷は富国強兵のためには「勤倹を主とし奢侈を斥け国力を養ひ武備を厳にせさる可からす」と述べ、「民力の休養」、「国防の完備」を政府の方針としてとるよう求めた[26]。谷は前述した「国家の大要」の中ですでに「本邦の如き工商の隆盛ならさる邦国に在りては農は真に国の本と謂ふ可く、農家先富みて而して後工商の業起る者なり。而るに農民の税量苛酷万国其比を見す。是豈国家の良計ならんや」[27]と指摘し、政費節約と地租軽減を通じた「民力の休養」を訴えていた。国の根幹である農民の負担（地租）が過重状態だという認識は谷の不動の考えであり、後に地租増徴が政治争点となった際、彼は断然と反対の立場を貫き、地租増徴反対運動の先頭に立つことになる。

一方、国防に関しては、これまた外遊の際、専門家との議論を通じて、谷は海岸防備の急務を確信していた[28]。彼は曽

我宛の書簡の中で、「凡そ独立と称する国にして国境の防御なきはなく候得共、我日本に於ては長崎対州下の関を初め紀淡の海峡東京湾等一の門戸たも設けす、外人の鼻息を伺ひ生息せんと欲するか如きは何啻累卵のみならんや」[29]と日本の国防の不備を嘆じていた。その結果、帰国後、例の「国家の大要」では日本が東洋における優勢を確保するために、「兵艦二十余隻、精鋭の陸兵十万」規模の軍事力を備えることが主張された[30]。

この主張は、日本の軍備がそれに到達していない日清戦前においては軍備拡張の主張として現れ、反面軍拡の時代となる日清戦後には軍縮の主張となる。つまり、谷は「国防」に必要な適正な規模を算出し、その水準以上の拡大を望まなかったと見られる。後年、義和団事件が収まった段階においてさえ、谷は日本の防衛は日清戦前の七師団編成で充分であり、台湾領有に伴う二師団の増加を加えて、合計九師団が適切な規模だと論じていた[31]。九師団とは「陸兵十万」の規模とほぼ一致するものである。

谷の国防の観点は、松方内閣が第二議会に提出した軍備拡張案に対する彼の見解からも確認することができる。谷は国土「防衛」の観点から、軍艦製造を求める「移動防御」説を退け、海岸防衛を主とする「固定防御」を主張した[32]。民力休養の立場から増税を一切想定しない彼は、「固定防御」の方が「移動防御」よりその費用において低廉で経済的だと説いた。この意見からもわかるように、彼は狭義の国土防衛に徹し、海外における交戦は想定していない。こうした立場は日清戦後にも貫徹され、日清戦後における軍備拡張に粘り強く牽制を加えたのは、他ならぬ彼と彼の率いる貴族院の懇話会であった。

以上、谷の政治観と国防観念について述べてきた。伝統的な善政に政治の原点をおく彼の政治理念はあらゆる面において消極主義をとり、小日本を目指していたと考えられる。彼の理想像は、国土防衛に充分なほどの軍事力を備えて国土と国民を守り、農民を根幹とする国民は「民力休養」によって負担を軽くしたうえ、生産に励むといったようなもの

であったろう。[33] また、彼は海外で軍事力をもって事を構えることに消極的であった。このような小日本の志向は、日清戦後経営を通じて内外的な膨張を志向する明治政府とは衝突せざるをえなくなる。日清戦後も谷が明治政府の批判者でありつづけた所以である。

以上の考察で明らかなように、谷の政治理念は、基本的に羯南のそれと非常に類似していた。だが、対外関係に対する態度において、谷と羯南は微妙にずれを見せていく。谷の政治理念は簡単にいえば、農工による殖産と、外侵に対する「国防」を通して、「一君万民」の共同体を保護することにつきる。ここには対外関係に関与すべき積極的な契機が含まれておらず、一国完結的な構造となっている。実際においても、後に述べるように、彼の朝鮮問題への反応がそうであり、防衛の範囲をこえた軍備増強への反対、日露戦争反対などがみなそのことを裏づけてくれる。

一方、羯南は国民の福祉向上のために海外から富を調達することに、谷よりも多くの関心を寄せていたと考えられる。羯南は、「富強」の国となるためには、まず「富国」を図るべきであり、富国は通商によって達せられると考えた。そこで、通商のための海運を拡張しなければならないと強調していた。[34] この点において、羯南は谷より近衛篤麿に近かったといえよう。第三章で詳述するが、近衛は、将来、商工業社会への転換を見込み、日清戦争の頃から海運の発達を訴えていたのである。

第二節　条約改正反対の論理——羯南のナショナリズムの原型

一　「国民主義」

一年四ヶ月間の欧米視察から帰国した谷干城は当時進行中にあった井上の条約改正案についてさっそく異議を申し立てた。その際、谷が問題にしたのは次の二点であった。一つは治外法権の廃止の代わりに、「泰西ノ主義」に従って法律を制定することであり、いま一つは外国人判事の雇用についてである。前者に関して、谷は「独立の精神無きもの」と非難し、その理由を次のように説明した。「法律規則なるものは一国の建国歴史及人民の風俗、習慣、教法等より発生造作せるものにして畢竟自国の安寧幸福を保全せんとするの意に外ならず。然るに今外人の為に此法律規則を更革せんとするあらば、独立の精神なきにあらずして何ぞや」[1]と。また後者については、外国人の内政干渉の端緒を開く恐れがあるとして反対したのである[2]。

谷の条約改正に関する意見は、立憲政治が実施される一八九〇年以後に、世論を背景にして行うこと、およびその準備として軍備（防衛力）の充実を図ることなどであった[3]。このように谷の条約改正反対の論拠は、日本の歴史および習慣に基づいて成立つべき法律や制度の固有の精神を護持することと、外国による内政干渉の排除にあった。こうした谷の条約改正反対の意見を踏まえて、それを理論的に精緻化したのが羯南の「国民主義」に他ならない。「国民主義」をめぐる彼の考察は、彼のナショナリズムの原型をなすものとして、彼の対外論を分析するに有益な基準を提示してくれる。

「国民主義」とは「英語の所謂『ナシヨナリチー』を主張する思想」を指すもので、「『ナシヨナリチー』とは国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括したるもの」[4]と定義される。羯南によると、「国民」とは「歴史上に発達したる特有の性格」[5]、言い換えれば「自国特有の文化」[6]によって成立する、一種の文化共同体である。その一国特有の性格を規定する文化には「言語、風俗、血統、習慣、其他国民の進退に適当せる制度法律等」が包含される[7]。彼は、そのような文化的同質性が直ちに政治的統一を保障するわけではないにしても、「文化上の生活統一鞏固

なれば、自ら国民的自負心発達して、政治上の生活も従つて統一鞏固を致すを常とす」と、文化共同体としての国民の自覚の重要性を強調した(8)。

また、「国民主義」は「我国、我国の権利、名誉、利益」といった観念を生み出し、「愛国心」あるいは「国民的自負心」の根源をなす。それこそが国際関係において一国が「自主独立の国権」を保つための前提となる。それゆえ、「若し一国の文化にして他国の感化を受け、全然自国特有の性格を失ふに至れば、其国民は既に自主独立の基礎を失ひたるものと謂はざるべからず」と、彼は憂慮したのである(9)。このような考え方に立つと、他国による文化的支配は単なる政治的支配より被支配国にとって致命的である。なぜならば、政治的支配が文化的支配にまで及ばない内は文化共同体としての「国民」は温存され、再起が可能になるが、文化的支配を受ける場合はその可能性が根こそぎ排除されるためである(10)。こうした考え方は次項で検討する『国際論』にも貫かれていて、「心理的蚕食」がもっとも警戒されることになるのである。

以上が通常「国民の統一」と「国民の特立」を主張する主義として知られている「国民主義」の中身である。今まで述べてきたところから、彼が「国民」の基礎をなす「自国特有」の文化の喪失に強い危惧を表明したのは、「西洋の主義」に従う諸法律の制定や外国人判事の任用などを盛り込んだ条約改正案への批判をその動機としていたことが明かである。彼は外国人判事の任用問題についても、「只司法権の損欠に止まらずして、延きて社交上の例習に及ばざるを得ず」と、やはり国民の意識に及ぼすべき悪影響を心配していたのである(11)。

ところで、当時、このような高尚な「国民主義」の原理をどれほどの人が正確に理解していたのであろうか、甚だ疑わしい。羯南もそのことを気にかけていたと見られる。「国民主義」が条約改正に反対する理論的装置であっただけに、攘夷論、鎖国論の復活と見なされたのが真相であろう。依然として二十年前の攘夷の雰囲気を生々しく覚えている人々

が生きている時代である。彼の「国民主義」は、「洋学者」流からは攘夷論として批判され、外国の文物を一切拒絶する二十年前の「チョン髷風の国民主義」[12]に共感を覚える側からは歓迎される雰囲気があったようである。羯南は『近時政論考』の中で、「国民主義」の提唱当時、自分は前者よりむしろ後者、つまり「夫の偏見者固陋徒の喜び」を憂えたと記している。[13]というのは、彼に言わせると、「国民主義」は決して排他的思想ではなかったからである。

そこで、羯南は「国民主義」が近代世界における普遍的な現象であり、「博愛主義」「四海同胞主義」といった普遍的理念と一向に矛盾しないことをしばしば強調していた。まず彼は自分の「国民主義」が依拠していたブルンチュリの「近世の国家は国民主義を基礎として建立したるもの」という言葉を引用して、「国民主義」が何も日本に限った主張ではなく、「近世に於て、乃ち列国競争の時代に於て現れた一大傾向」であることを強調した。[14]また、『近時政論考』において彼はヨーロッパにおける「国民主義」形成史を簡単明瞭にまとめ、ヨーロッパにおける「国民主義」は「排他的論派にあらずして反りて博愛的論派」であると指摘した。そして「我が国民論派の欧化主義に反動して起りたるは、猶ほ彼の国民論派の仏国圧制（ナポレオン戦争時代のこと―引用者）に反動して起りたるが如きのみ」と、日本の「国民主義」も世界的な潮流の例外ではないことを力説した。[15]

一方、この「国民主義」と普遍的理念の両立という問題は、四回にわたって連載した論説「世界的理想と国民的観念」の中で丹念に論じられる。そこでの要点は、「国民主義」は「世界的理想」の高尚性を認め、将来目指して行くべき目標と見すえているがゆえに、両者の間に矛盾はない。ただ、現段階においては「国民的観念」を優先すべきであり、その意味において「国民的観念」は「世界的理想に達するの進化路」[16]といえる。現段階において「国民的観念」が優先されるべき根拠は二点に求められる。一つは世界各国が「世界的理想」を謳歌しながらも、実際は「国民的自負心」によって行動しているという「現実」であり、もう一つは日本の置かれている国際的地位による拘束である。

まず前者からみていこう。世界列国の行動について、彼は次のように述べる。「劣等の邦国に対し接遇する所を見るに、孰れも博愛の旨義に適ふもの少く、多くは他の後進国を凌辱するもの多し。而して所謂博愛に合ふ者を求むるに、多くは偏恵小信にして真に世界的の理想に伴ふものあるを見ず。独り米国は其中に就て少く義侠の国たるが如きも、是れとても独り各国に抜んでて自己の意旨を行ふを得ず」[17]と。このような現象が起こる理由は、そもそも国際社会における国家は「個人」ではなく「国民」にその「本位」をおき、「国民なる共同体」は「国民的の自負心」＝「愛国心」に支配されるからだという[18]。言い換えれば、各国はそれぞれ自国民の利益のために行動し、またそれが当然であるという認識がそこにはある。後述するように、「国民」の意志＝「国民的自負心」に基づいた行動はそれ自体正当性を持つと、彼は考えていた。この考え方は前節で述べた、国民の福祉の向上が彼の最大の政治目的であったことに依拠していると考えられる。

次に現段階において「国民的観念」を強調する二番目の根拠について説明しよう。羯南は自国の「独立」が依然として不安定な段階だと考えていたと思われる。ただし、それは必ずしも日本が植民地に転落する可能性を意味するものではなく[19]、今まで述べてきた文化共同体としての「国民」の自覚の不十分からくる、「国民」の崩壊に関する危惧であろう。他方、それとは別に、彼は、日本が世界的地位において「貧弱」国の境遇を免れていないと認識していたようである。その「貧弱」な国が自分の足元も固めずに、やたらに高尚な「世界的理想」ばかりを提唱するのが、彼には許せなかった。この状態では「其目的（世界的理想―引用者）には未だ寸歩も進まざるに、忽ち既に自家存立の地なきに至らん」と彼は警告した[20]。別の論説においても「同胞国民の権理福祉且つ之を護する能はず、焉くんぞ世界の人類に及ぶべけんや」[21]と、羯南は熱を込めて「国民主義」の確立を訴えていた。

さらに羯南は、「国民主義」が排他的どころか、一国の「独立」を全うするための当然の権利であり、その意味にお

いて「自衛」のための主張だと強調した。つまり、「家族、部落、国家等の如き各種の共同生活体が其特立を要する本来の目的は、元来彼の博愛の道を破り、他を侵害する所の外敵に対する為めにして、必ずしも他を侵害するの目的にあらず」[22]と述べ、その動機における侵略性を否定する。また、別の所でも自分の主張する「国民主義」は西洋列国の「侵略的国民主義」とその性格を異にすると断言している。

「今日の平和は武器を以て維持するの平和なり、今日の公法は腕力を以て守護するの公法なり。此世局に立ちて此形勢に処し、以て一国の独立生活を全くせんと欲せば、豈に大に国民精神を覚醒して、国民の権理、名誉、利益を保持する所以を力めざるべけんや。故に吾輩の所謂国民主義なるものは決して彼の文明富強と自覚せる諸大国が抱ける侵略的国民主義に非ずして、即ち公法上公認せる自衛的国民主義なり。[23]」

要するに、条約改正問題を契機に打ち出された彼の「国民主義」は、条約改正によって一国独立の基礎をなす「自国特有」の文化基盤が害される危険から、「国民」共同体を守るための理論措置だったということができよう。言い換えれば、彼のナショナリズムの原型は、「独立」と「自衛」をうたう防衛論理として形成されたのである。そこでは、条約改正の問題が意識されていたがために、専ら西洋列国の「侵略的国民主義」が射程に入っていた。

彼の「国民主義」が提示する、次のようなあるべき国際秩序の像は、その西洋列国に対する対抗論理の一環に他ならない。彼によると、国民論派は「世界中各国民の対等権利を認識するもの」であり、その権利は国家間の軍事力や経済力の差等に関わりなく認められるべきである。[24]また、各国民には世界文明の発展に努めるべき「国民天賦の任務」があり、その任務を遂行するためには、「国民たるもの其の固有の勢力と其特有の能力とを勉めて保存し及び発達せざるべ

からず」という。[25] このような、対等な権利をもつ各国が、それぞれの固有の勢力を維持したうえに、世界文明の発展に寄与していくという像は、自立（律）した各部分が全体に有機的につながり、全体の利益、即ち「公益」のために働くという、前述した彼の共同体像と二重写しとなってくる。彼のあるべき国際関係像の提示は、世界文明の発展という世界大の「公益」を前提に、各国の生存権を主張したものといえよう。かくして彼は、被圧迫国の立場から、「侵略的国民主義」を謳歌する西洋列国中心の世界秩序に変更を求めたのである。

では、次に彼の国際秩序に対する認識とその批判について、より具体的に検討していきたい。

二　『国際論』における世界認識

二度にわたる激しい条約改正反対運動により、問題となった「西洋の主義」による法律制定や外国人判事の任用などはその後の条約改正案の条項から削除された。その代わり、議会開設後に論点として浮上してきたのが内地雑居の問題である。その勢いは、院内に「雑居」に異議を申し立てるグループを形成させるに至らしめた。第三議会における「内地雑居講究会」（一八九二年六月）がそれであり、彼らは後に「大日本協会」（一八九三年一〇月）へと発展して「現行条約励行」を唱えていく。[1]

ところで、不平等条約の根幹をなしている治外法権の廃止は当然外国人との「雑居」をもたらすことになる。だが、内地雑居反対ないし尚早論は条約改正の前提自体を否定するもので、その点において鎖国主義と見なされても仕方ない側面があった。それまで条約改正問題に深くコミットしなかった福沢は、院内にまでもそのような保守的立場の勢力が形成されたことに衝撃を受け、彼らを「『守旧因循』の排外論」と厳しく批判しはじめたのである。[2] 蘇峰も「大日本協会」

を、「事実に於ては外人打払の天保令と同一なる事」を実行する「条約改正中止党」だと非難し、「国権の上より見れば条約改正の最大眼目は特権的居留地撤居に存ぜざるべからず」と改めて強調した。(3)

もっとも、「進歩」を最高の価値におく蘇峰は、条約改正には最初から大賛成であった。彼は大隈改正案に関する論評において、外国人判事の雇用条項に怒りをあらわにしながらも、「有るものは皆無に優れり」という立場から改正を支持した。そして当時、一部から憂慮されはじめた内地雑居問題については、外国人は実際においてすでに雑居の状態にあるがゆえに、条約が改正されても環境は急変しないこと、また、条約が改正されたとして、外国人が洪水のように侵入してくるほどの誘引力が日本にはないことなどを根拠に反論していた。(4)さらに、条件付きの内地雑居許容が盛り込まれた「条約改正上奏案」が上奏された第四議会の閉会後、蘇峰は八回にわたって「条約改正論」を連載し、今こそ条約改正の好機だと、世論形成に努めていた。(5)

羯南の『国際論』の諸論考が『日本』に掲載されたのは、ちょうど蘇峰の「条約改正論」と時期を同じくしてである。その諸論説を通して羯南は、蘇峰と反対に、内地雑居に対して警戒を呼びかけていた。(6)ただし、『国際論』自体は日本での国際政治論の濫觴ともいうべき性格の書物と位置づけることができる。

『国際論』の理論枠組はフランスを主要舞台として活動したロシア人社会学者、ノビコウ（J. Novicow、1849-1912）の『国際政治』から援用したものである。(7)ノビコウの『国際政治』は社会ダーウィニズムを積極的に受容して、帝国主義を正当化した著作である。(8)ところが、羯南の『国際論』はノビコウの『国際政治』を翻訳的に祖述したものではなく、しかもノビコウが依拠していた社会ダーウィニズム―羯南の表現を借りれば「優勝劣敗」の世界観―を批判するものであった。

『国際論』の内容は大きく二つにまとめることができる。一つは国際における競争の方法および実態を提示すること

によって、日本の置かれている厳しい状況を指摘することである。(9) もう一つは、そうした国際競争の原理を「優勝劣敗」と認識し、それに対して「人道」の原理を用いて抵抗を試みることである。(10) まず、前者の国際競争の実態から検討していくことにしよう。

国際競争の方法には、「狼呑（アブソルプシイヨン）」と「蚕食（エリミネーシイヨン）」の二つの種類がある。前者が「国家の意志を以て他の邦土を併呑するの謂」であるのに対して、後者は「個人が偶然にも他の民種を侵食するの謂」であるが、いずれも結果は遂に「狼呑」に帰するという。(11)「狼呑」と「蚕食」は、実際には判然と区分しがたいのが常である。それにもかかわらず、彼があえて両者を分けて説明する理由は、次の事実を人々に認識させるためだという。

> 「国際競争が独り政府の意を以て激烈且明白に行はるゝのみには非ず、個人が偶然にも為す所の事は穏静且曖昧の間に国際競争と成り得べし。是今世に於て最も善く存する所の競争なりとす。狼呑法は往時に行はれたるも、今世に在ては多く其例を見ず。蚕食法は古今に通じて行はるゝも、特に今世の便とする所、見え難く感じ難きの間に行はる」(12)

つまり、「曖昧」かつ「見え難く感じ難」い「蚕食」の存在を認識させることに、彼の意図があったのである。羯南はさらに敷衍して、「狼呑を行ふものは刀を以て首に加ふるが如し。故に人見て乃ち驚く。蚕食を為すものは毒を以て饌に和するが如し。故に人知らずして安んず。今の国際競争なるものは毒を和するの類、啗はしめらるゝ者猶ほ且自ら知らず」(13)と説明して、意識されないうちに浸透してくる「蚕食」の存在に注意を促した。

このように、国際競争には二つの方法があり、そのいずれの手段も国際競争においては「鋭利なる矛」であるが、羯南は「鋭矛に対する堅楯」の立場で『国際論』を執筆することを明らかにしている。(14) 羯南の条約改正に対する防衛意識

は強烈だったのである。そのために、帝国主義の原理を論じたノビコウの著書はしばしば「鋭利なる矛」の例示として参酌された。だが、彼も「我れ之を取るに当りては鋭利なる矛」と述べていたように、ノビコウを読むことを通して、彼は帝国主義論を学習したことに違いない。(15)

さて、狼呑と蚕食にはそれぞれ「生理的」「財理的」「心理的」という三つの局面がある。「狼呑」においては生理的（領土）→財理的（経済および政治）→心理的（文化）局面の順序で競争が行われ、「蚕食」においてはその逆の順序で競争が進行する。その中身は「初めには僧侶を以てし、次ぎには領事を以てし、終りには兵士を以てするか」(16)といった羯南の引用文句に端的に現れているといえよう。ところで、羯南が叙述において力点をおいたのは「狼呑」より「蚕食」にあり、三つの局面の中では「心理的」競争にもっとも多くの紙面が割り当てられ、「財理的」競争がそれに次ぐ。「言語、文芸、学術、技能、宗教、哲理等の類」を手段とする「心理的蚕食」にもっとも注意が払われたのは、一国の完全な独立のために、文化共同体としての「国民」の確立を主張した「国民主義」の延長線上にその議論が位置することを意味する。彼は『国際論』の結論において、「日本国はナシイヨンにあらずしてエターなり」(17)と、「国民」の未確立を嘆じていたのである。

その点と関連して、「蚕食篇」の冒頭での議論を少し紹介したい。彼によると、「狼呑」は強国にのみ可能なのに対して、「蚕食」は弱国といえども行うことができる。なぜならば、後者は国家および個人の「偶然」な行動より行われるためである。それゆえに、「蚕食」は、「強国」即ち「国民的精神の強き国」に対して行う場合、若しくは「弱国」即ち「国民的精神の弱き国」が行う場合においては、転じて「被蚕食」となってしまうという。言い換えれば、「国民的精神」さえ強ければ、外国からの蚕食も跳ね返すことができ、反対に「国民的精神」が弱ければ、外国に蚕食を試みた所で逆に「被蚕食」の結果となってしまうというのである。彼は「（国家の）強弱を分つの標準は専ら国民の精神的組織の如

何に在り」と強調していた。(18)

過去に比べて現在の国際競争の主流をなしている方法を「蚕食」に求め、そしてその「蚕食」の競争における強弱を「国民的精神」の強弱に求めているとするならば、これは単純なパワー・ポリティックスの議論ではないことに気がつくであろう。(19)彼は「帝国主義の時代」と呼ばれているその時代における支配的な社会・世界観に異議を申し立てようとしたのである。ここで、『国際論』のもう一つの内容である、「優勝劣敗」の世界観に対する批判の検討へ進んでいきたい。

前述した彼の「国民主義」が提示していた、各国に対等な権利が賦与されており、世界文明の発展に寄与すべき任務があるという世界像は、「優勝劣敗」のそれとは明らかに異質のものである。羯南は「彼の自然的優劣論を痛く排斥する」と宣言し、(20)『国際論』においてその「自然的優劣論」、即ち「優勝劣敗」の原理に対して本格的な反駁を行った。「優勝劣敗」論に対する批判の目は、自ずと条約改正問題で対峙している西洋列国に対する批判へ向けられずにはいられなかった。

彼は最初、「優勝劣敗は天則なり。勝者を優とし敗者を劣とするも亦た天則の判断に非ずや。優劣は勝敗の原因か、将た勝敗は優劣の原因か。勝者にして始めて優たるを得るか、抑々優者は敗るゝも優たるか。斯の如き疑問を設けて深く考察せば、天則なるものの真相は自ら明かならん」と述べ、「優勝劣敗」論に内在する論理的脆弱さを指摘した。(21)そのうえ羯南は、「優勝劣敗」論は上記した、世界「各国民の対等権利」の主張に背馳するだけでなく、各国に賦与されている「世界文化」への寄与という「義務」をも無視するものだと批判した。彼は次のように述べている。

「更に転じて世界文化の消長に見よ。人道の上よりすれば何人も何国も皆な世界の文化に賛助するの義務ありと言

はざるべからず。独り一方の国人のみに此義務ありて、他の国人は唯だ牛馬とせらるゝが為に存すと為さば、世界の文化は常に一様なるに止まりて進歩の運に向ふべからず。西洋の文化を存して東洋の文化を滅し、縦へ滅せざるも之を発達せしめざるは、是れ世界の文化に一要素を減ずるに均しきなり。」(22)

さらに、羯南の西洋の支配的な論理への批判は「国際法」に向けて進んでいった。国際法は幕末以来、長く「万国公法」と呼ばれ、「天道」あるいは「万国に通ずる純理」などと、国際関係に働く規範として認識されていた。それが「国際法」と呼ばれることになってから、しだいに実定法として認識されるようになったが、日清戦争までにはその国際法も「無力のもの」という認識が広まっていたといわれる(23)。おそらく条約改正問題が国際法の本質を暴く契機となったと思われるが、羯南の国際法に対する批判はその流れを代表しているといえる。

以前より羯南は「国民の交際に於ては只無勢力なる公法あるのみ」といって、国際法への不信をあらわにしていた(24)。今度は「国際法」の存在意義をある程度認めながらも、その適用における不公平性に批判を加えた。

「然らば非基督教国は総べて国際法の通則に従はざるを得べきか。独り域内法権の通則のみを除き、他の通則は遵奉せざるべからざるか。欧人は則ち答へて曰はん。吾人の欲せざる場合は通則と雖ども之を適用せず。欧人の視て便とする場合には基督教国に非るも之を適用せんのみ。是れ国際法の認むる所にして東洋人の服すべき所なりと。国際法なるものは実に欧州諸国の家法にして世界の公道にはあらず。(25)」

つまり、もともとヨーロッパの「家法」として生まれた国際法は、その非ヨーロッパ国への適用における恣意性ゆえ、

「世界の公道」と認めるわけにはいかないと批判したのである。ここで留意すべき点は、彼の国際法批判は西欧列強の不条理な世界支配原理に対する抵抗であると同時に、彼の国際関係における「公道」を求める願望の裏返しの表現でもあるという事実である。もっとも、前節の最後で指摘した通り、彼の政治観における「公益」の観念は、国際社会における公共性の追求をも導くはずである。

そこで、羯南は「世界の公道」から逸している国際法の現状に対して東洋の国が採るべき態度として三つを提示した。一つには国際法の威圧にそのまま降伏すること（＝「狼呑」の甘受）、第二に、それに抵抗してその特権性を打破すること、そして第三は国際法の恵みを享受するために欧化をはかること（＝「蚕食」の甘受）である。羯南は、「吾輩は国際公法なるものを正理公道に基づけんことを希望するなり。欧州の家法たるを変じて世界の公法と為さんことを希望するなり。此の家法の威に抗すると同時に其の恵を受くることをも望まざるなり」と述べ、国際法に「公道」性を持たせるべき第二の道を選ぶことを表明した(26)。

以上で、一八八七年に端を発し、日清戦争の勃発直前まで断続的に続いていた条約改正反対の時期における羯南の反対論理を、彼の「国民主義」と『国際論』を題材にして検討してきた。彼がもっとも危惧したのは、一国独立の基礎をなす文化共同体としての「国民」が未確立の状態で、西洋文化の浸透により「国民」の基礎が崩れていき、やがて「独立」の喪失を招来するのではないかということであった。その意味で、彼の条約改正反対の目的は「国民」共同体の防衛にあったといえよう。

そうすると、羯南の「国民主義」の提唱は、「西洋の衝撃」により近代世界に組み込まれていく非西欧国家に一度は、もしくは繰り返し顕現する自己文化への回帰・固守の、日本における本格的な始まりと理解することができよう。その点において、羯南および彼と同質の思想を持っていた政教社の同人が、日本ではじめて近代的な高等教育を受けた世代

だという指摘[27]は吟味するに値するであろう。明治二〇年代に登場した「国粋主義」「国民主義」は「半漢半洋」の教育、特に外国語による西洋の近代教育を受けた第一世代の「反動」として生まれたのである。

要するに、条約改正反対運動で高まったナショナリズムは幕末の攘夷論に見られる「前期的ナショナリズム」の段階を超え、ナショナリズムの新局面へと動いていたと見てよいであろう。その新局面の進行は日清戦争と重なることにより、新たな準備なしにも対外戦争への国民的支持を調達することを可能にした。しかし、アジアにおける日本の地位を大きく向上させた日清戦争以降、そのナショナリズムはさらに変質を迫られる。「自衛的国民主義」は「侵略的国民主義」へと動きはじめるのである。その過程を第二章以下で追跡していくが、もともと防衛の論理として形成された羯南のナショナリズムは、日清戦争で膨張の論理を打ちだし、その道へ一直線で進んでいく蘇峰などに比べて、より複雑な展開を見せることになる。

ところで、その過程において、彼がこの時期に「自衛」の主張とともに提起していた、国際関係における「公道」の要求はどのように展開されるのか。今までの検討から、彼の「公道」の内容を探れば、おそらく世界文明の発展に寄与するという前提の下に、各国の「対等権利」と生存権を主張したことにあろうかと思われる。しかし、日清戦後、彼の清国・朝鮮への態度は、「対等権利」を認める方向には進まなかった。その理由としては自国民の利益擁護という観点がもっとも大きいであろうが、他に彼の「国民主義」に潜んでいた次の論理も一つの要因として考えられる。

そもそも彼の「国民主義」は国際関係における主体を独立した国民国家に求めたものである[28]。そして、国民国家の成否は全く各国の能力に委ねられ、その結果、彼は「優勝劣敗」の国際関係の現状を批判しながらも、それをたえず受ける側の対応の問題として還元して考えていた。彼は「国民主義」を論じた際、「自治の能なきものは人に治められざるを得ず」[29]と、人々の注意を促していた。『国際論』の結論においても、

彼は次のように述べていた。「自ら侮りて而後に人之を侮る。苟も儼然威儀を保ちて自重せば婦女と雖ども他の侮を防ぐに足る。世に往々強姦せらるゝの婦女あり。彼の婦女は人中の弱性なれば之を侵す者固より暴の極なりと雖ども、侵さるゝ者亦た自ら招くの過ち無しとせず。言語容貌皆な貞淑を以て自ら持する者は、暴徒と雖も望みて之を憚り、敢て妄に迫る無けん」[30]と。

これらはいずれも条約改正問題の文脈において、西洋追随主義に対して警戒を促すためになされた発言である。しかしながら、このような考え方に立つと、「侵す者」の「暴」の責任が相対化され、「侵さるゝ者」は「自ら招くの過ち」にその責任を帰せられかねない。「病弱の国」などと決めつけ、自治能力を否定した朝鮮、次いで清国に対する彼の態度の基底にはこのような考え方が横たわっており、言い換えれば、自治能力の欠如が他国への侵略を正当化する一つの根拠として働いていたと思われる。

しかし、だとして、彼の対外論において、世界大の公共性の観念が全く作用しなかったわけではない。ただ、第三章以下で検討するように、彼はしだいに国際行動における規範を求める「公道」の主張を弱め、「公益」の追求へ重点を移していったのではないかと思われる。そのことは、後述するように、独露の清国領土の一部占領を契機に、従前の反英態度を改めてイギリスとの経済協力を求めたこと、各国の「利益交錯」を平和の条件として打ちだしたこと、義和団事件に際して出兵の根拠としての「人道」論を斥いたこと、「開発」論を中心に戦争の抑止を図ったことなどによって、確認することができる。

それでは、本章で考察してきた、羯南の政治観と国際関係の認識の構造を前提にして、日清戦争以後の彼の対外論を追っていくことにしたい。

［註］

※凡例

1　羯南の文章は基本的に『陸羯南全集』全一〇巻（みすず書房、一九六八～一九八五）による。典拠の表記は『全集』と略記し、ローマ数字で巻数を表示した。なお、『全集』掲載の論説に限って、掲載年度を元号で表した。

2　本文中の傍点は断りのない限り、引用者によるものである。

序章

（1）入江昭氏は、日本近代史全体を通して、日本（政府）の外交を「無思想」の外交と特徴づけ、とりわけ明治時代の外交を政府の「現実主義」に対する民間の「理想主義」として図式化している（入江昭『日本の外交』中央公論社、一九六六、二七－二八頁、四一－四三頁）。

（2）矢内原忠雄『日本帝国主義下の台湾』『矢内原忠雄全集』第二巻（岩波書店、一九六三）一九八頁。

（3）その点に関しては、井口和起「幸徳秋水の『帝国主義』認識－『廿世紀之怪物帝国主義』以前」朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質－近世・近代』（思文閣出版、一九九五）を参照のこと。それによると、社会主義者幸徳秋水のイメージからは想像もつかないほど権力政治的な国際観と対外論が展開されている。

（4）なお、羯南は、明治の人物評論家鳥谷部春汀によって、徳富蘇峰・朝比奈碌堂とともに、福地桜痴・福沢諭吉の時代に次ぐ三大新聞記者の一人として数えられていた（鳥谷部春汀「三新聞記者」［『太陽』一八九六、四］『鳥谷部春汀全集』第二巻、博文館、一九〇九、二六九頁）。ここに示されているように、羯南はその時代を代表するジャーナリストの一人と見なされてよいであろう。

（5）酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』（東京大学出版会、一九七八）。

（6）丸山真男「陸羯南－人と思想」『中央公論』一九四七年一月号（『丸山真男集』第三巻、岩波書店、一九九五に収録）。

（7）植手通有「平民主義と国民主義」『岩波講座日本歴史』一六（岩波書店、一九七六）、松沢弘陽『日本政治思想』（放送大

学教育振興会、一九八九）。

（8）伝記風の研究書である小山文雄『陸羯南―国民の創出』（みすず書房、一九九〇）には、「羯南にとって真実『主義』とされたのは『自由主義』ではなかったかと思われるふしさえある」（七八頁）という指摘とともに、その自由主義の側面が検討されている。宮村治雄「自由主義如何―陸羯南の政治思想」溝口雄三・浜下武志等編『アジアから考える5―近代化像』（東京大学出版会、一九九四）は、羯南における「自由主義」とは何かという問いを、羯南が影響された同時代ヨーロッパの政治思想、および同時代日本の文脈から検討している。また、本田逸夫『国民・自由・憲政―陸羯南の政治思想』（木鐸社、一九九四）も、羯南の「進歩性」をなす思想的要素の探究という動機に促されている。その他に、観点は違うが、松田宏一郎「『近時政論考』考―陸羯南における〈政論〉方法（一、二）」『東京都立大学法学会雑誌』三三―一、二（一九九二、七、一二）を近年の研究成果としてあげておく。

（9）丸山、前掲「陸羯南」一〇二―一〇三頁。

（10）植手氏は、前掲「平民主義と国民主義」の中で、「伝統思想と西洋思想とが複雑に交錯しながら、その間に一応伝統主義的・国体論的ともいいうるような傾向と、立憲主義的・自由主義的ともいいうるような傾向とが対立・矛盾して存在していた」（三八一頁）と、羯南の思想の複雑さを指摘していた。また、羯南の保守的側面に注目した研究としては、松本三之介「明治前期の保守主義思想」同『近代日本の政治と人間』（東京大学出版会、一九六六）、坂井雄吉「陸羯南」内田健三編『言論は日本を動かす』第四巻（講談社、一九八六）などがある。

（11）本田逸夫、前掲『国民・自由・憲政―陸羯南の政治思想』。

（12）そのいくつかをあげると、岡義武「日清戦争と当時における対外意識（二）」『国家学会雑誌』六七―五・六（一九五五、一二）（『岡義武著作集』第六巻に収録）、安井達弥「陸羯南に於けるナショナリズム―歴史的背景との連関に於て―」『社会科学紀要』八（一九五八）、遠山茂樹「陸羯南の外政論―とくに日清戦争前後の時期を中心として―」『横浜市立大学論集』二四―二・三（一九七三）、坂野潤治『明治思想の実像』（創元社、一九七七）第二章、酒田正敏、前掲書、第二章第二節と第三章第四節、山口一郎「陸羯南の外政論―義和団事変と善後策」『駒沢史学』三五（一九八六、五）、籏原善徳「日清戦後における陸羯南の対外政策論」『日本歴史』五四一（一九九三、六）などがある。

（13）本稿は、後述するように、羯南の立場を「アジア主義」として捉えることは難しいと考えている。また、羯南が国際関

係において「人道」を強調していたのは間違いないが、より大事なのは、その「人道」がどのような場面でどのような意味あいをもって表明されていたかに注意をはらうことだと思われる。というのは、「人道」という理念は、帝国主義時代においては動もすれば帝国主義のイデオロギーと共鳴しかねないものだからである。

(14) 植手通有「解説―日清戦後における陸羯南―」『近代日本思想大系4―陸羯南集』（筑摩書房、一九八七）五三三頁。

(15) この観点については、坂井雄吉、前掲「陸羯南」、同「明治憲法と伝統的国家観―立憲主義の国体論をめぐって」石井紫郎編『日本近代法史講義』（青林書院新社、一九七二）から示唆を得ている。

(16) 羯南と同質の思想傾向を示していた政教社グループに関する先行研究は、彼らの「国粋主義」が明治三〇年代に強まってくる国家主義や国体論とは一線を画すものだったことを明らかにしている。たとえば、ケネス・B・パイル、松本三之介監訳、五十嵐暁郎訳『新世代の国家像―明治における欧化と国粋』（社会思想社、一九八六）、山室信一「国民国家・日本の発見―ナショナリティの立論構成をめぐって」『人文学報』（京大人文科学研究所）六七（一九九〇、一二）、中野目徹『政教社の研究』（思文閣出版、一九九三）などが同じ結論を出している。第三章以下の論述から明かになるように、その結論は羯南にも当てはまる。

(17) 近衛と羯南については、坂井雄吉、前掲「明治憲法と伝統的国家観」に、谷については坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会、一九七一）二五頁において指摘されている。

(18) 平石直昭「近代日本の『アジア主義』―明治期の諸理念を中心に―」前掲『アジアから考える5―近代化像』では、「アジア主義」を「西洋列強の抑圧に抗して、日本を盟主にアジアの結集を訴えた」思想的傾向を指すものとして定義している（二六五頁）。本稿で「アジア主義」の用語を用いる場合はこの定義にしたがうことにする。

(19) 徳富蘇峰『蘇峰自伝』（中央公論社、一九三五）二八六頁、二八八頁。

(20) 同右、二八五頁。

(21) 徳富蘇峰については、和田守『近代日本と徳富蘇峰』（御茶の水書房、一九九〇）参照。

(22) なお、本稿の対象とする時期における対外論の全般的な推移については、伊藤之雄「日清戦前の中国・朝鮮認識の形成と外交論」古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』（京都大学人文科学研究所、一九九四）、同「日清戦争以後の中国・朝鮮認識と外交論」『名古屋大学文学部研究論集』一一九（一九九四）を参照。

第一章　冒頭

（1）それまでの羯南の経歴を簡単に述べておきたい。羯南は一八五七年、弘前藩士、中田謙斎の長男として弘前在府町に生まれる。一八七一年、古川他山の私塾である思斉堂で漢学を習い、二年後には東奥義塾ではじめて西洋式教育に接する。一八七四年、宮城師範学校を経て、一八七六年、司法省法学校に入り勉学に励むが、賄征伐事件の処分に対する抗議が問題となって退校させられる（一八七九年春）。一緒に退校された同期の者に、原敬、加藤拓川、国分青涯、福本日南がある。その後、青森新聞社、北海道紋別製糖所を転々し、一八八一年上京してしばらく翻訳業に従事する。一八八三年六月、太政官御用掛となり文書局に勤める。一八八五年一二月、内閣制度創設にともない内閣官報局編輯課長となり、一八八八年三月、依願退職する。

（2）「自恃庵の書柬」（一八九九）『全集』Ⅸ、六三〇頁。

（3）実際、羯南より谷宛に送られた領収書が残されている。領収書には次のように書かれてある。「證。一金五百円也。右之金員御渡シ相成リ正ニ受取候也。明治廿一年五月三十日東京電報社主陸実」（国会図書館憲政資料室所蔵「谷干城関係文書」一一〇－一）。

（4）谷干城の日記、一八八八年一二月二八日項に「弥生町に行く。来会するもの杉浦、福富、古荘（嘉門）、千頭（清臣）、陸、高橋諸氏及宮崎某、野村文夫氏等なり。十一時頃帰る。新聞の名称単に日本と冠する議あり」とある（島内登志衛編『谷干城遺稿』上、靖献社、一九一二、六七四頁）。

（5）「臨淵言行録の首に題す」（一八九二年五月）『全集』Ⅸ、六五四頁。条約改正反対で集結し、その運動を起爆剤として盛り上がった大同団結運動へ関わりつつあった谷派としては、自分たちの意見を世に知らせるべき言論の手段が必要だったのであろう。後藤象二郎の入閣（一八八九年三月）以後、大同団結運動の指導者として谷を担ごうとする動きがあった。当初「休職武官の身分」を理由にそれを拒んでいた谷だが、大同団結運動には深く関わっていった。その際、河野広中が率いる東北派との交渉に当たったのが東北人の羯南であったと見られる。谷の日記に次のような記述が見られる。一八八九年四月一八日「福富氏来る。大同会へ持出す綱領の草案を持来す。陸氏持参して米沢会へ臨み極密に議して東北人より

本案を提出せしめ当地の同志者賛成する事に致す積りの由なり」（前掲『谷干城遺稿』上、七四七頁）。一八八九年四月二七日「陸実氏来る。米沢会の事情を聞く。今度の大同団結の結局は随分六ケ敷必す分裂に至べしと想像せらる」（同前、七五一頁）。なお、大同団結の内部が大同倶楽部（東北、関西）と大同協和会（関東）に分裂した以後、谷派は政党づくりを目指して動いていくが、実らなかった。谷派の政治的動向については、坂野潤治、前掲『明治憲法体制の確立』二一一―二九頁参照。

（6）条約改正問題をめぐる政治過程については、井上清『条約改正』（岩波書店、一九五五）、稲生典太郎『条約改正論の歴史的展開』（小峯書店、一九七六）参照。なお、岡義武「条約改正論議に現われた当時の対外意識（一、二）」『国家学会雑誌』六七―一・二（一九五八、八）、三・四（一九五八、一〇）も参照。

（7）橋本五雄編『謝海言行録』〔神鞭常知〕（秀英舎、一九〇九）一三七頁。

（8）川那辺貞太郎編『自恃言行録』（熊田活版所、一八九九）一五九―一六〇頁。

（9）三宅雪嶺「陸羯南の面影」（『国民新聞』一九〇七年九月六日）『全集』X、二〇九頁。

第一章第一節　一

（1）「政党及び内閣（一）」（二三、一一、八）『全集』II、二八九頁。

（2）「革新の時期（一）」（二三、一一、二八）『全集』II、三一〇頁。

（3）「吾が立憲政記略（八）」（二九、七、一六）『全集』V、三八六頁。

（4）「国家論の程度」（二八、七、一〇）『全集』V、一三四頁。

（5）「情実時代の再現」（二八、八、一二）『全集』V、一七七―一七八頁。

（6）「国是問題」（二三、八、四）『全集』II、六四一頁。

（7）「高島炭坑の惨状、警察官の職掌」（二二、八、一）『全集』I、四五九頁。

（8）「国民の勢力、功利家と愛国家」（二二、一〇、二二）『全集』I、五六四頁。

（9）「国政の要義（一）」（二二、一一、三〇）『全集』II、三二四頁。

(10)「近時憲法考」(二二、三)『全集』Ⅰ、二六頁。
(11)「近時政論考」(二四、六)『全集』Ⅰ、六八頁。後年には「斯民をして其の慶福を享けしめ其の知徳を開かしめ、尚ほ世界人類の進歩に貢献せしめんといふが如きもの」と記したこともある(「国是談」三三、三、六『全集』Ⅵ、四四七頁)。
(12)「行政時言」(二四、九)『全集』Ⅰ、九七頁。
(13)「憲政孰か定る」(三六、一、一三)『全集』Ⅷ、一七頁。
(14)明治期の社会有機体論については石田雄『明治政治思想史研究』(未来社、一九五四)の第一章、同「日本における国家有機体説」同『日本近代思想史における法と政治』(岩波書店、一九七六)参照。
(15)「器械的国家及び機関的国家」(二二、一一、一一)『全集』Ⅰ、五九三頁。
(16)同右、五九五頁。
(17)「自由主義如何」(二三、一)『全集』Ⅰ、三一頁。
(18)「経済上に於ける個人と国家」(二三、四、一〇)『全集』Ⅱ、五〇三頁。羯南はそれに続けて、そのことは必ずしも「政府の威権を増大せんとする」ことや、「個人の権利自由を蔑如する」ことを意味しない、「政府即ち国家には非ざる」からであると付け加えている。
(19)同右、五〇四頁。「偽国家主義」の中でも羯南は、朝野の政治家が「国家主義」という口実を以て個人の利益を顧みない傾向を批判して、彼らの言う「国家」と自分の理解する「国家」とは異なる、つまり、「世人の所謂る国家は個人を除きたる抽象的のみ。吾輩は個人をも併せて以て国家を解得す」と述べた(「偽国家主義(二)」二五、四、一三『全集』Ⅲ、四六六頁)。
(20)前掲「近時憲法考」三一四頁。
(21)同右、三頁。
(22)「立憲政体をして国を誤るの具とならしむ勿れ(一)」(二四、一〇、一一)『全集』Ⅲ、二六八頁。
(23)「日本国民の新特性」(二二、二、一一)、「立憲政体をして国を誤るの具とならしむ勿れ(一、二)」(二四、一〇、一一、一八)など。
(24)前掲『近時憲法考』一七頁。

(25)「国民的の観念」（二二、二、一二）『全集』Ⅱ、七頁。
(26) 坂井、前掲「陸羯南」一八頁。
(27) 羯南の社会観については、松本三之介「陸羯南における『国家』と『社会』」同『明治思想における伝統と近代』（東京大学出版会、一九九六）参照。なお、羯南の使っている「国家」という言葉の用例には、大きく分けて二つがある。政府と社会を含めた広義の「国家」と、国家機構や制度を意味する狭義の「国家」がそれである。そして、前者の場合はときに「国民」と表現されたりする。ついでに、「国民」の用例は国家共同体そのものを意味する場合と、今日に使われている「国民」を意味する場合とが混在する。「国民」以外にも、ピープルを表すものとして「人民」と「臣民」が使われているが、前者は概ね君主と対をなし、後者は「天皇」と対をなして使われている。
(28)「文化と政治（一）」（二三、二、一二）『全集』Ⅱによる。
(29)「家族的生活及政治的生活」（二一、九、二六）『全集』Ⅰ、「世界的理想と国民的観念（四）」（二三、一、七）『全集』Ⅱによる。
(30)「理と情」（二六、一一、一三）『全集』Ⅳ、二九七頁。
(31)「行政時論」（二四、九）『全集』Ⅰ、九九頁。
(32) たとえば、「日本の文化は常に皇室より起れり」（「近時憲法考」『全集』Ⅰ、二〇頁）、「社会の礼習も亦た皇室を以て其の中心と為し」（「社会礼習論（下）」二五、一、四）など、随所で述べている。
(33) 前掲「近時憲法考」二一一二三頁。
(34) 同右、二六頁。
(35)「議会論（二）」（二三、一二、五）『全集』Ⅱ、七六三頁。
(36)「議会論（一）」（二三、一二、四）『全集』Ⅱ、七六二頁。彼は、西欧の議会観について、他のところで次のように記している。「之を要するに西洋諸国における政府と議会とは恰も我が国に於ける下等代言人の交際の如く、口実ある限りは自己の利益を主張して他人の困難及世間の迷惑には更に頓着せざるものなり。吾輩は西洋各国百年前の政史を読みて其の立憲政体の起源を観るに、君主と人民と、若くは治者と被治者と、若くは貴族と平民と、唯だ此の間柄に於ける私利的紛争のみを以て成立するに過ぎざるなり」（前掲「立憲政体をして国を誤るの具とならしむ勿れ（二）」二六八頁）と。彼が議

会での主張対立を「自己の利益」の主張、さらには「私利的紛争」と見なして批判している点に注意をしておきたい。明治三〇年代に入って激しくなっていく彼の立憲政治、あるいは政党政治批判の焦点はまさにその点に当てられていた。

(37)「議会論（三）」（一三、一二、七）『全集』Ⅱ、七六四頁。
(38) 同右、七六四－七六五頁。
(39)「均勢談」（一八、九、一）『全集』Ⅴ、一九三頁。
(40)「輿論の解、条約問題」（一二、一〇、一九）『全集』Ⅱ、二七一頁。
(41) 彼自身も、「主権及び輿論は国初より以来既に存立せり。唯だ之をして適当の活機を有せしめたるは即ち立憲政体なり」と述べ、「輿論」に基づいた政治が必ずしも近代の産物ではないことを示唆している（「議会論（一）」七六一頁）。
(42)「議会論（三）」（一三、一二、七）『全集』Ⅱ、七六四－七六五頁。別のところでも「議員なる者は其の選挙区の代表者にあらず、……議員なる者は大日本帝国臣民の代表者たり」（「選挙人」一三、六、三〇、『全集』Ⅱ、五九九頁）と強調していた。これはイギリスの政治家で思想家であるバークの代表原理を連想させるものである。それだけではなく、羯南の「社会」観や憲法観は、政治共同体を考える際に、歴史的に育まれた伝統と、それを支えている感情とを重視するバークの思想に類似するところがあると思われる。バークについては、福田歓一『政治学史』（東京大学出版会、一九八五）四四五－四五一頁参照。
(43)「議会論（三）」七六五頁。
(44) 前掲「輿論の解、条約問題」二七一頁。
(45)「議会及輿論」（一三、一二、一九）『全集』Ⅱ、七九三頁。
(46)「実業者の政治思想及び改題の主意」（一二、四、九）『全集』Ⅰ、三二二頁。
(47)「実業会の中止解散」（一二、五、一）『全集』Ⅰ、三三三頁。
(48)「政治社会に於ける実業者」（一二、五、四）『全集』Ⅱ、七四頁。
(49)「実業家の政治団体生まる」（一二、五、二九）『全集』Ⅱ、一〇九頁。
(50)「起業上の信用保護の必要」（一二、八、一二）『全集』Ⅰ、四七八－四七九頁。
(51)「実業者と官吏との関係（二）」（一三、四、一七）『全集』Ⅱ、五一八頁。

(52)「駆紳商檄（一）」（二三、四、二六）『全集』Ⅱ、五二八頁。
(53)「政党及内閣（二）」（二二、一一、九）『全集』Ⅱ、二九一頁。
(54)「政党の弊、国益と党利（一）」（二二、六、二八）『全集』Ⅱ、一五〇頁。
(55)前掲「政党の弊、国益と党利（一）」一五〇頁。
(56)「政党に対する輿論」（二三、二、四）『全集』Ⅱ、四〇四―四〇五頁。
(57)「原政」（二六、三）『全集』Ⅰ所収。
(58)「社会の制裁、徳義の腐敗（一）」（二一、一〇、一七）『全集』Ⅰ、五六〇頁。
(59)同右、五六一頁。
(60)「社会の制裁、徳義の腐敗（二）」（二一、一〇、一九）『全集』Ⅰ、五六一頁。

第一章第一節　二

(1)谷に関する研究としては、本山幸彦「儒教的徳治主義の理想と国民政治の形成―谷干城の政治思想」同『明治思想の形成』（福村出版、一九六九）、小林和幸「政治家としての谷干城」『谷干城関係文書目録』（北泉社、一九九五）などがある。
(2)古島一雄『古島一雄清談』（毎日新聞社、一九五一）二七頁。
(3)「新保守党」『国民之友』一一（一八八七、一一、四）。
(4)谷は、中正党を組織する前、三浦梧楼、鳥尾小弥太、曽我祐準と連署で「国憲創立議会開設之建白」（一八八一年九月一二日）を上奏し、(1)内閣に権力が集中している現状を改め、元老院に立法権を与えること、(2)元老院に国憲創立議会を開設し、憲法を制定せしむること、(3)開拓使官有物払下の決定を再議することを求めた（島内登志衛編『谷干城遺稿』下、靖献社、一九一二、八七―八八頁）。この谷らの行動は、二年前に天皇親政運動を起こし失敗して以来、元老院に勢力を伸ばしていた佐々木高行らの「宮廷派」と意気投合する結果となり、ついに中正党の組織に至らしめた。保守勢力の中正党への結集が薩長の結束を促進し、大隈追放に踏み切らせたとする研究として、梅渓昇『明治前期政治史研究』（未来社、一九六三）第一章を、また、宮中勢力に対する伊藤の対応については、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』（吉川弘文館、

一九九一）参照。

(5) 伊藤宛書簡（一八八六年六月二九日付）『伊藤博文関係文書』第六巻（塙書房、一九七八）一五七頁。

(6) 坂野潤治「『日本主義』者の外国観と日本観―谷干城の『洋行日記』を中心として―」『知の考古学』一（一九七五、三）および堀口修「谷干城とシュタイン講義―特に柴四朗の講義録を中心として―」『中央大学大学院研究年報』一〇―Ⅱ（一九八〇）参照。

(7)「洋行日記」（一八八六年六月二一日項）『谷干城遺稿』上、五〇九頁。この日、ドイツ連邦のバアリアを訪ねた谷は、その宮殿の豪奢と田舎民の貧窮に感じるところあり、「人民のさびたると宮殿の美なるとを比すれは奢侈の民を害する事推知すへく、民権の論起るも偶然ならさるなり、政治家の王、帝の政体を悪み共和を欲するも亦已むを得ざるものあるか如し」と所感を認めている。

(8) 同右。また、谷は、シュタインが立憲制の下で生じうる行政官と立法官との権限争いについて注意を促した際も、「古来ヨリ政府ハ人民ヲ赤子シ人民ハ政府ヲ父母スルノ風ニテ権限等ノ争論」はなかったと筋違いの反論を述べたという（堀口、前掲論文、二三八頁）。

(9) 旧里某宛書簡（一八八九年日付不明）『谷干城遺稿』下、五五一頁。

(10) 同右、五五五頁。

(11) 陸実宛書簡（一八九一年一一月一〇日付）、『谷干城遺稿』下、五六三―六四頁。

(12) 勝海舟宛書簡（一八八九年八月二五日付）、同右、五三二頁。

(13) 板垣宛書簡（一八九三年一一月三〇日付）、同右、五八二―五八三頁。

(14) 杉浦重剛宛書簡（一八八九年九月三〇日付）、同右、五三九頁。

(15) 伊藤宛書簡（一八八六年九月一八日付）『伊藤博文関係文書』第六巻、一五八頁。

(16)「洋行日記」（一八八六年一〇月二九日項）『谷干城遺稿』上、五七六―五七七頁。

(17)「国家の大要」（一八八七年七月）『谷干城遺稿』下、一〇八―一一〇頁。

(18) 曽我宛書簡（一八八七年一月二三日付）、同右、五二〇頁。谷は言論の自由をめぐるシュタインとの議論の模様を、「石氏我か十四五年の流弊を聞き居るを以て余の意と些か差あり。日本の現況は言論の律八ケ間敷が為め気力衰へ外患あるも

痛苦相関せず、何を以て国を守らんやと云ふに至り石氏亦大に然りと言へり」と記している（「洋行日記」一八八六年八月一〇日項、五四一頁）。

(19) 前掲「国家の大要」一一七頁。
(20) 同右、一一〇－一一一頁。
(21) 前掲、旧里某宛書簡、五五一－五五二頁。
(22) 同右、五五四頁。
(23) 「洋行日記」（一八八六年四月一九日項）『谷干城遺稿』上、四六〇頁。
(24) 前掲、旧里某宛書簡、五五一頁。
(25) 「洋行日記」（一八八六年一一月一〇日項）『谷干城遺稿』上、五八四頁。
(26) 「施政の方針に関する建議案」（一八九一年一二月提出）『谷干城遺稿』下、一六二－一六四頁。
(27) 前掲「国家の大要」一一三頁。
(28) 「洋行日記」一八八六年五月二三日項、八月九日項など参照。
(29) 曽我宛書簡（一八八七年一月二三日付）『谷干城遺稿』下、五二〇頁。
(30) 前掲「国家の大要」一〇七頁。
(31) 「帝国財政の現状」『東京経済雑誌』一八五（一九〇一、二、五）一三頁。
(32) 「移動防御固定防御の弁」（一八九一年頃）『谷干城遺稿』下。
(33) このような理想は、谷が「開化世界の桃源」と評したスイスを訪れた際の次のような感想にちょうど重なる。「共和政府にして民人自ら政を為し、敢て苛法繁礼なく、人淳朴にして農工を勤め、真に自主自由の実ありと云べし。……人口僅に三百万計兵員二十万ありと云、隣国事あるに当りては壮男尽く兵を把り、四境を守り、一歩も他国の兵をして境を越へ令めず」（『谷干城遺稿』上、四九七－四九八頁）。彼は「小国」で中立国のスイスでみた理想郷を確実に自分の政治理念としていたのである。
(34) 「海図恢廓論（一）～（六）」（二四、一二、二三～三一）、「海国政談（一）～（十八）」（二五、七、一八～八、八）参照。

(1) 前掲「国家の大要」九〇頁。
(2) 同右、九三頁。
(3) 同右、九五－九七頁。なお、こうした意見はシュタインからの教示をほぼそのまま受容したものであった。シュタインは条約改正問題について、「維新ノ条約ノ期限ハ明治二十三年帝政専政を廃シ立憲公議ノ政ヲ組織セル際ニ之ヲ提出シ断乎之ヲ施行スヘシ」「条約改正ハ上天皇陛下ヨリ下人民ニ到ルマテ一致結合シテ輿論ヲ世界ノ公衆ニ訴ヒ讜々説々屈せス捲マス之を断行セラル、ニアルヘシ。然レトモ口舌筆力ノ後ニ一決心ナクンハアル可ラス。所謂文事アルモノハ必ラス武備アルモノナリ」などと提言していた（堀口、前掲論文、一三九頁から引用）。
(4) 「日本文明進歩の岐路（一）」（二一、六、九）『全集』Ⅰ、三九七頁。なお、彼の「国民主義」はドイツのブルンチュリーの影響であるとされている。その点については、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想（下）―『国民』観念の成立とその受容―」（『東京都立大学法学会雑誌』三三―一、一九九二、七）、松田宏一郎、前掲「『近時政論考』考（二）」七五－八一頁参照。
(5) 「日本文明進歩の岐路（一）」三九七頁。
(6) 「同右（二）」（二一、六、一二）『全集』Ⅰ、三九八頁。
(7) 「同右（三）」（二一、六、一三）『全集』Ⅰ、三九九頁。
(8) 「世界的理想と国民的観念（二）」（二三、一、五）『全集』Ⅱ、三七一頁。
(9) 「日本文明進歩の岐路（二）」三九八頁。
(10) 「同右（二）」および「世界的理想と国民的観念（四）」など参照。
(11) 「続外国人論」（二二、六、二六）『全集』Ⅱ、一四五頁。
(12) 「日本文明進歩の岐路（三）」四〇〇頁。
(13) 「近時政論考」『全集』Ⅰ、六四頁。
(14) 前掲「日本文明進歩の岐路（二）」三九八頁。

(15) 前掲「近時政論考」六六頁。

(16) 前掲「世界的理想と国民的観念（二）」三七三頁。後年の論説でも、「吾輩は世界主義を言はずと雖ども、人類文化の終極は自ら世界主義に帰すべきを信ずるものなり。唯だ此の終極に達する行旅として今は中外の分を立てて国民固有の文化を維持し、且つ之を養長せんと欲するのみ」と述べている（「政界の言行相違」二九、八、二、『全集』Ⅴ、三九五頁）。

(17)「世界的理想と国民的観念（一）」（二三、一、四）『全集』Ⅱ、三七〇―三七一頁。ここで一つ注目すべきことは「義俠の国」としての米国のイメージである。そのイメージはアメリカのキューバ占領まで保ち続き、フィリピンの占領で崩れて行くが、必ずしも明示的ではないにせよ、米国への幻想の崩壊は義和団事件前後の羯南の態度の変化に何らかの形で連動していたのではないかと推測される。明治期の日本人のアメリカ観については、亀井俊介「自由の聖地―十九世紀の日本におけるアメリカ像―」同編『日本とアメリカ―相手国のイメージ研究』（日本学術振興会、一九七七）参照。ちなみに、羯南は一九〇三年六月からはじめて欧米外遊に出かけるが、実際に目にしたアメリカの印象を神谷卓男宛書簡の中で、次のように綴っていた。「米国とは案外無秩序の国、物質的進歩の甚しきに過ぐるは呆絶の外なし」（『近衛篤麿日記―付属文書』五三〇頁）と。

(18)「世界的理想と国民的観念」（一）および（二）、三七一―三七二頁。

(19) 彼は「吾輩は日本の容易に彼等（欧州列国―引用者）の殖民地と為ることを妄信するものにはあらず」（「国是問題」二三、八、四、『全集』Ⅱ、六四一頁）と述べていた。

(20)「世界的理想と国民的観念（三）」（二三、一、六）『全集』Ⅱ、三七三頁。羯南はそのことを、「是れ猶ほ脂肪多き肉類は元来人類の栄養を助くる者なれども、胃弱の人之を食すれば、却つて其健康を害するに異ならず」という見事な比喩で説明した。

(21)「国民的建国（乾）」（二三、九、一九）『全集』Ⅱ、七〇五頁。

(22)「世界的理想と国民的観念（三）」三七三頁。

(23) 前掲「国民的建国（乾）」七〇五頁。

(24) 前掲「近時政論考」六七―六八頁。

(25) 同右、六六―六七頁。この一種の国民の使命感のようなものは他にも散見される。例えば、「或る意味より言へば、人は

自然の奴隷なり。自然は人を地上に放置すると同時に、之をして各々其の思想の傾きに応じて天職を尽さしむるなり。国も亦た猶ほ人の如きのみ。地理上又は人種上各々異同あるに従ひ、国たるもの亦た尽くすべきの天職を有し、必ずしも天下を挙げて同一の事に従ふを要せず」（「政界漫言（上）」三一、一、一七『全集』Ⅳ、一一頁）など。

第一章第二節　二一

（1）「大日本協会」を中心に、初期議会における対外問題の政治争点化が政界再編の契機をなしたとする研究として、小宮一夫「初期議会期の条約改正問題と政界再編問題」『近代日本研究17―政府と民間』（山川出版社、一九九五）参照。

（2）福沢「非内地雑居論に就て」（一八九三、九、一三）『福沢諭吉全集』第一四巻（岩波書店、一九六二）所収。なお、後に福沢は「現行条約励行」建議案の提出を理由に、第五議会を解散した政府の措置に積極的な支持を送り、政府に「開国進取」の方針から、排外勢力に対して断固と対応するように促した（「開国進取」一八九四、一、七、『福沢諭吉全集』一四、二五〇―二五二頁）。

（3）「大日本協会を論ず」『国民之友』二〇五（一八九三、一〇、一三）。

（4）「条約改正、其の来歴、其の結果」『国民之友』五五（一八八九、七、一）。

（5）「条約改正論」第一～第八『国民之友』一八三（一八九三、三）～一九三（一八九三、六）。

（6）羯南は『国際論』の結論において、「既に国際法学あれば、従つて又た其の傍らに『国際政学』あるを得ん。吾輩は『国際論』を以て其の学たるに庶幾しとは曰はずと雖ども、是れ亦た識者の教を俟つべき一点なり」と述べて、『国際論』を「国際政学」、即ち国際政治学に比定していた（『国際論』二六、八、『全集』Ⅰ、一七九頁）。なお、渡辺昭夫「近代日本における対外関係の諸特徴」中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』（東京大学出版会、一九七七）では、羯南の『国際論』を当時の日本人によって著わされた最も優れた国際政治論であるとし、その理由を「生成期の国民国家にとって対外関係が及ぼす作用と反作用のダイナミックスについての透徹した洞察」に求めている（一三四頁）。しかし、当時において、『国際論』はそれほど人々に注目されなかったようである。羯南は、「吾輩……今春曾て『国際論』といふを草して大方の教を請ふ。吾輩信用の薄少なる、不幸にして何人も之に評駁を加へたる者あらず」（「内外新聞記者」一二六、一〇、九、『全

集』Ⅳ、二五九頁）と明かしている。

（7）そのことについては、宮村治雄、前掲「自由主義如何―陸羯南の政治思想」二〇六頁、本田逸夫「明治中期の『国際政治学』―陸羯南『国際論』と Novicow J., La politique internationale をめぐって」『法学』（東北大学）五九―六（一九九六、一）参照。

（8）ノビコウについては、Linda L. Clark, *Social Darwinism in France* (The University of Alabama Press, 1984) pp.123-24 参照。なお、*Revue Internationale De Sociologie*, 21-7 (1912, 7) には、国際社会学会の次期会長として内定されていたノビコウの死を忍び、彼の研究業績を振り返った追悼文が掲載されている。

（9）ちなみに、羯南は一八九〇年、フランスのフェリー（Jules Ferry）元首相の *Le Tonkin et la mère patrie*（『トンキンと宗主国』一八九〇、実は、同書は Léon Sentupéry のもので、フェリーは同書に「五年後」という題の序文を書いている）を「東京殖民論」と題して、『日本人』（五九、六二、六五、一八九〇、一一～一八九一、一）に抄訳している。その冒頭で、彼は抄訳の動機を、「我が邦人をして欧州政治家の殖民に係る熱心を知らしめんか為めなり、其の熱心の程度ハ即ち我が東洋の殆危なる程度なればなり、弱の肉ハ強の食なり、吾人其れ強の食と為るを甘んずるか、抑も強を抑へて弱の肉たる者を救ふか、識者ハ之を知らんのみ」（『日本人』五九）と述べている。ここにはすでに『国際論』の執筆動機につながるようなものが表明されている。言い換えれば、彼は得意なフランス文献を通じて、フランスの帝国主義を学び、そのような国際状況の下で自国の取るべき方針を模索していたのである。なお、フェリーは一八八〇年より八五年にかけて、二度にわたり内閣を組織し、その間、チュニジアの保護国化、アルジェリアのフランスへの政治的統合、ベトナムへの進出、カンボジアの併合など、積極的に植民政策を推進した人物である。彼は一八八五年、清仏戦争によるベトナム併合に対する世論の批判により退陣することになった。その退陣に際して行われた演説（一八八五年七月二八日）は彼の植民政策の性格を「新重商主義」と規定する根拠とされ、当時における植民論の権威である、ルロワ・ボリューの「資本植民地論」としばしば対比される。以上は、権上康男「フランス植民地帝国主義（一八八一～一九一四）」『エコノミア』五〇、一九七四、三）、菅原聖喜「フランス植民地思想の形成とナショナリズム（上・下）」『法学』（東北大学）四六―四（一九八二、一〇）、四八―五（一九八四、一二）参照。

（10）羯南の「人道」観については、本田逸夫、前掲『国民・自由・憲政―陸羯南の政治思想』第二章第六節に詳しい。

(11)『国際論』、『全集』Ⅰ、一四七頁。なお、このような「狼呑」と「蚕食」の区分法自体は、ノビコウより援用したものであるが、それについての羯南の解釈は原典と異なっている。ノビコウの『国際政治』によると、「狼呑」か「蚕食」かの区分は、文明国の侵略に対する未開国の同意の有無にある。即ち、相手国の同意と協調が得られれば、「蚕食」の形で競争が行われるが、もし、相手国の抵抗があった場合は、領土的・政治的な「狼呑」が行われざるを得ないという(J. Novicow, *La Politique Internationale*, Paris; Felix Alcan, Editeur, 1886, pp.256-60)。これに照らすと、「狼呑」と「蚕食」の区分基準を、その主体の国家か個人かに求めている羯南の説明は、彼の独自な解釈といえよう。彼がそのように解釈を変えたのは、いうまでもなく内地雑居に反対する目的と密接に関連していたと思われる。

(12) 同右、一四七－一四八頁。

(13) 同右、一五〇頁。

(14) 同右。

(15) 羯南の後年の議論と関連して、ノビコウの議論の内容を若干紹介しておきたい。ノビコウは「生存競争」「優勝劣敗」の自然法則を強調し、それによって文明国の未開国への侵略を正当化する。その際の根拠は次の通りである。ノビコウは貧困な地域で暮らす一人の金持ちよりは、富裕な地域で住む貧しい労働者の方が幸せだという比喩を用いて、未開国は文明国の「蚕食」を受け、富裕国と接触できた方が幸せであろうと論断している。また、文明国の未開国への「蚕食」は文明国の高度の技術の導入を伴うことになり、その結果、蚕食した文明国のみならず、被蚕食国の富も増大する。つまり、双方にとって利益となり、人類全体の富の増大をもたらすという(以上、J. Novicow, ibid, 第三章第一節参照)。ノビコウにとって、追求すべきは全人類の利益であり、そのために未開国が文明国に同化されたり征服されるのも仕方ないと考えられていたのである(本田逸夫前掲「明治中期の『国際政治学』」九一八－九一九頁参照)。後述するように、羯南は義和団事件を前後にして、開発論を打ちだし、列国と清・朝にとっての相互利益効果を説いていく。

(16)『国際論』一四八頁。

(17) 同右、一七八頁。

(18) 同右、一六〇頁。

(19) 坂野潤治、前掲『明治思想の実像』は、対外論における主たる言説である「脱亜論」と「アジア主義」のいずれも「思想」

としての機能を果たせず、それらの言説の「実像」はパワー・ポリティックスにあると看破した。その一例として羯南の「北守南進」論から北進論への転換が挙げられている。ところが、本文でこれまで述べてきたところから明らかなように、羯南は決して単なるパワー・ポリティックスの持ち主ではないと思われる。また、「北守南進」論から北進論への転換問題に限って見ても、後述するように、彼は日英同盟に賛成はしたものの、「北守南進」論の前提であった対露協調に、日露戦争の間際まで拘っていた。

(20) 前掲「近時政論考」六九頁。
(21) 「国命論」（『国際論』所収）一七一頁。
(22) 同右。
(23) 尾佐竹猛「近世日本の国際観念の発達」『現代史学大系』第五巻（共立社、一九四二）による。日本に「万国公法」という言葉が導入されたのは、中国でアメリカ人マーティン（W. Martin）がフィートン（H. Wheaton）の *Elements of International Law* を『万国公法』と翻訳したのが日本語で翻訳された（一八六五年）ことに始まる。それが「国際法」という名称として定着するようになったのは、一八八一年東京大学に「国際法」講座が設けられてからのことだという。国際法がヨーロッパの世界支配の一武器であったことは周知のことであるが（藤田久一「東洋諸国への国際法の適用――一九世紀国際法の性格――」関西大学法学部編『法と政治の理論と現実』上巻、有斐閣、一九八七参照）、非ヨーロッパ国からすると、その国際法システムに組み込まれていくことが近代化の一課題となってくる。その意味で、国際法に反発しながらも、それを受け入れざるを得ないところに、非ヨーロッパ圏国家の近代化の一苦悩があったといえよう。日本では、日清戦争当時、陸軍と海軍に国際法専門家の有賀長雄と高橋作衛がそれぞれ国際法の顧問として従軍し、国際法の遵守の下で戦争が行われた。また、日露開戦論で有名な「七博士」のうち三人が国際法学者であったことは、このような文脈で理解することができよう。「七博士」については、拙稿「『七博士』と日露開戦論」『北大法学論集』四八―五（一九九八、一）参照。
(24) 前掲「世界的理想と国民的観念（三）」三七三頁。
(25) 「国際法」（『国際論』所収）『全集』I、一七三頁。
(26) 同右、一七四頁。
(27) 中野目徹、前掲『政教社の研究』二七頁。

(28) 彼は「国民主義」を唱える際、「近時の公法は漸くに博愛を他国民にも及ぼし、且つ保護を与ふと雖も、然れども此の恩恵に与かるものは独立国の肩書を有する人民に止まるのみ」と述べていた（前掲「世界的理想と国民的観念（三）」三七三頁）。

(29) 前掲「近時政論考」六九頁。

(30)『国際論』一七八頁。